

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条～第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
 - 二 保佐人及び保佐監督人
 - 三 補助人及び補助監督人
 - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人
 - 二 被保佐人
 - 三 被補助人
 - 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）のっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念ののっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念ののっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八條 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九條 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同案に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十條 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 1 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 3 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 4 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 5 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ

安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二條 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 2 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 3 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 5 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、連

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならぬ。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

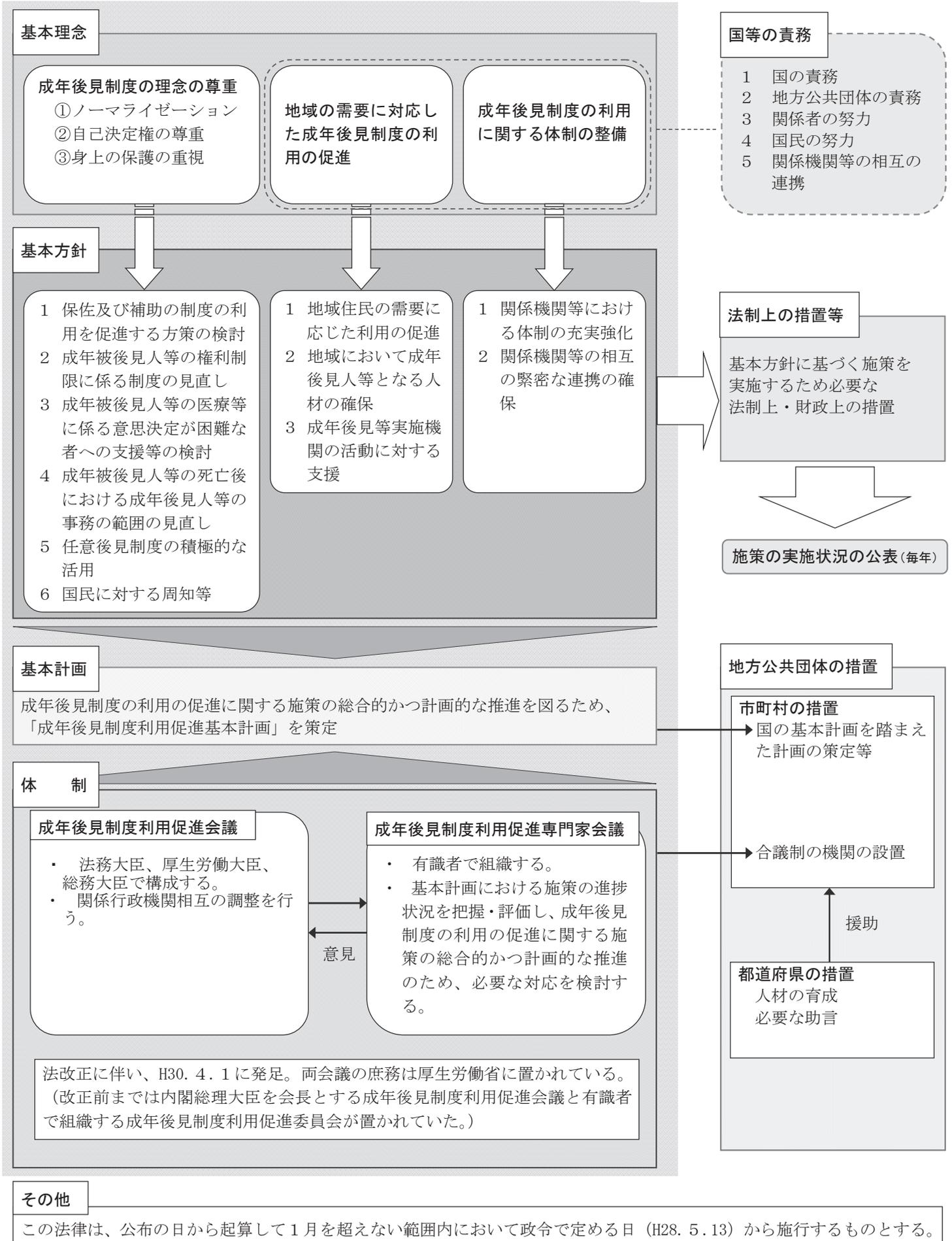
(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成 28 年 4 月 8 日成立、同年 5 月 13 日施行、
本法附則の規定により平成 30 年 4 月 1 日改正、
同日施行



目次

はじめに	1
1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
2 新たな基本計画の必要性	1
3 第二期計画の対象期間	2
I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標	3
1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方	3
(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進	3
(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等	4
(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり	5
2 今後の施策の目標等	6
(1) 目標	6
(2) 工程管理	6
II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実	7
(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討	7
(2) 総合的な権利擁護支援策の充実	7
① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化	8
② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討	8
③ 都道府県単位での新たな取組の検討	10
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	11
(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透	11
① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透	11
② 様々な分野における意思決定支援の浸透	12
(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等	13
① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進	13
② 後見人等に関する苦情等への適切な対応	14
③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	15
④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組	17
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等	18
① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等	18
② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組	19
③ 専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組	19

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

④ 地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果	19
⑤ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討	19
(4) 各種手続における後見事務の円滑化等	20
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	21
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方	
一 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加	21
① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨	21
② 地域連携ネットワークのしくみ	23
③ 権利擁護支援を行う3つの場面	24
④ 市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割	25
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能 一 個別支援と制度の運用・監督	28
① 地域連携ネットワークの機能の考え方	28
② 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能	29
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組	
一 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力	34
による地域づくり	34
① 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方	34
② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）	34
③ 中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進	41
(4) 包括的・多層的な支援体制の構築	46
① 基本方針	46
② 市町村による「包括的」な支援体制の構築	47
③ 都道府県による「多層的」な支援体制の構築	47
④ 国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援	48

別紙 第二期計画の工程表とKPI

4 優先して取り組む事項	49
(1) 任意後見制度の利用促進	49
① 基本方針	49
② 周知・広報等に関する取組	49
③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組	49
(2) 担い手の確保・育成等の推進	50
① 基本方針	50
② 市民後見人の育成・活躍支援	52
③ 法人後見の担い手の育成	54
④ 専門職後見人の確保・育成	56
⑤ 親族後見人への支援	56

(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	57
① 基本方針	57
② 市町村長申立ての適切な実施	58
③ 成年後見制度利用支援事業の推進	58
(4) 地方公共団体による行政計画等の策定	59
① 基本方針	59
② 市町村による行政計画の策定	59
③ 都道府県による取組方針の策定	60
(5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進	61
① 基本方針	61
② 都道府県の機能強化	62
③ 市町村への具体的な支援内容	62
④ 都道府県自らの取組の実施	63

はじめに

1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

2 新たな基本計画の必要性

基本計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までを最初の計画（以下「第一期計画」という。）の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）づくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援¹や身上保護を重視²した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

他方、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされている。また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる 2025 年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要がある。

そこで、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）を定め、更なる施策の推進を図ることとする。

1 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和 2 年 10 月 30 日 意思決定支援ワーキング・グループ）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を言めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

2 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

3 第二期計画の対象期間

第二期計画の対象期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。

I 成年後見制度の利用促進に当たったの基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たったの基本的な考え方

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められている。

地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである。

一方、ノーマライゼーション³、自己決定権の尊重⁴等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、他の様々な支援・活動のネットワーク⁵と連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことよって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった⁶。そこで、第二期計画では、これを明確にした上

³ 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

⁴ 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

⁵ 例えば、高齢者支援のネットワーク、障害者支援のネットワーク、子ども支援のネットワーク、生活困窮者支援のネットワーク、地域社会の見守り等の縦や横がなネットワーク等がある。

⁶ 第一期計画では、地域連携ネットワークの役割の一つである「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」において、権利擁護に関する支援の必要な人として、「財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けら

で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送る⁷という目的を実現するための支援活動であると定義することができ。権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

なお、権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。これは、誰もが判断能力が不十分となる可能性があるため、成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いた支援を拡げていく必要があるからであり、さらには、多くの関係者の協働を必要とする支援が全国的に展開されることは地域共生社会の実現にも資するからである。

以上のように、第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の利用促進は、上記のとおり、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができ体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。そのため、以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組み。

- ① 後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ② 法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、

れていない人、虐待を受けている人など」を掲げていた。

⁷ 障害者権利条約第19条を参照したものの。同条は、「この条約締結国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」と規定している。

一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。

- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策⁸を総合的に充実すること。
- ④ 本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型⁹が利用されるための取組を進めること。
- ⑤ 安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

権利侵害からの回復支援を進める上での重要な核の一つが家庭裁判所や法律専門職である。身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続の利用を円滑にすることや法律専門職による支援などを適切に受けられるようにすることで、権利侵害からの回復支援の実質を担保することができ、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図られる。したがって、地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

2 今後の施策の目標等

(1) 目標

- ① 1の「成年後見制度の利用促進に当たったときの基本的な考え方」を踏まえ、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。また、同様の観点から、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討も行う。さらに、権利擁護支援策を総合的に充実するための検討を行う。
- ② 1の「成年後見制度の利用促進に当たったときの基本的な考え方」を踏まえ、成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に関わり組む。

(2) 工程管理

- ① (1)に基づき各施策について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したKPI¹⁰の達成に向けて取り組む(別紙参照)。なお、成年後見制度利用促進専門家会議(以下「専門家会議」という。)においては、家庭裁判所における取組にもKPIを設定すべきとの意見もあった。最高裁判所は、成年後見制度の利用促進に関する各家庭裁判所の自律的な取組を支援するとともに、できる限り客観性を確保した形で定期的にその進捗状況を専門家会議に報告するなどして、取組を進めることが期待される。
- ② 専門家会議は、進捗管理が特に重要な施策(Ⅱ1(2)の「総合的な権利擁護支援策の充実」など)について、ワーキング・グループを設置し、定期的に検討状況を検証する。
- ③ 専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。国その他成年後見制度の利用促進に関わる関係機関・関係者は、中間検証の結果を踏まえ、第二期計画の取組を推進する。

8 成年後見制度以外の権利擁護支援策とは、意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策のこと。これらの施策を充実させるための取組はⅡ1(2)「総合的な権利擁護支援策の充実」を参照。

9 補助類型は、保佐類型より本人の意思に基づき選択の幅が広い制度である。

10 KPIとは、Key Performance Indicator(重要業績評価指標)のこと。

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。さらに、同制度等が見直されるまでの間においても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

そこで、以下のとおり取り組むこととする。

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘¹¹、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

また、専門家会議において、市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘や、成年後見制度利用支援事業の見直しに関する指摘もされている。国は、こうした指摘も踏まえ、これらの権限・事業についても見直しに向けた検討を行う（成年後見制度利用支援事業については2（2）③イ参照）。

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援¹²等によって本人を支える各種方策や司法による権

利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する¹³。

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

・ 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の特機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

・ 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法¹⁴について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

・ 家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

・ 多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・

¹³ 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業については（1）及び2（2）③イを参照。

¹⁴ 「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。

入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。）、公的な機関や民間事業者の本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等の様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されている。

- そのため、国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用できることができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。

- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。

- 上記の検討の際、意思決定支援の場において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与¹⁵を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

- また、サービス等に関する丁寧な説明や本人の特性に合わせた説明が意思決定しやすい環境づくりに寄与することに鑑み、公的な機関及び民間事業者には、合理的配慮に関する取組を行うことが期待される。国及び地方公共団体は、これらの取組が進むよう、関係者に理解を促す取組を進めていく。

- 身寄りのない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、国及び地方公共団体は、身元保証人・身元引受人等がないことを前提とした医療機関の対応方法や、施設入所時や公営住宅入居時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく。

③ 都道府県単位での新たな取組の検討

ア 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

- 法人後見を実施している団体等は、支援の具体的な実践や課題、解決策について、地域住民や企業など広く地域社会に周知して資金を調達することで、公的財源では性質上対応困難な課題¹⁶にも、柔軟な対応をすることが可能となる。また、地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感を持ち、寄付やボランティア活動などにより、権利擁護支援の取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。
- 国は、各地域（例えば、都道府県単位）で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。その際、サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けるとは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。

イ 公的な関与による後見の実施の検討

- 虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。こうした場合でも、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、国は、このような事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

16 例えば、あらかじめ予算上の措置がされていない、又は予算上の措置が困難な課題などが考えられる。

15 虐待対応や消費者被害への対応、市町村長申立て等が考えられる。

好や価値観を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する必要がある。

② 様々な分野における意思決定支援の浸透

・ 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月31日厚生労働省)、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(平成30年6月厚生労働省)、「身寄りが不在の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(令和元年5月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班)等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行うっていく必要がある¹⁸。

・ 国は、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成する。その上で、国や、地方公共団体を始めとする地域連携ネットワークの関係者は、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う必要がある。

・ 地域住民への意思決定支援の浸透においては、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。

・ 意思決定支援を踏まえた支援が適切に実施されるためには、継続的な取組や定期的な見直しが必要である。国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。

・ 家庭裁判所においても、意思決定支援に対する理解が進むことや、意思決定支援を踏まえた対応が図られることが期待される。最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に意思決定支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏ま

18 普及・啓発の一環として、必要に応じて、具体的な実務に関する普及・啓発に取り組むことも重要である。例えば、予防接種についても、意思決定支援の考え方を踏まえ、本人への丁寧な説明、本人の意思の確認、本人による署名又は代筆が原則となるが、接種に関する本人の意思確認が困難な場合には、本人のそれまでの意思、生活歴、選好、本人にとっての最善の方針が何かを踏まえた上で、家族、医療・ケアのチーム、成年後見人等と相談しながら判断する必要がある。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適切・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。

後見人等は、民法(明治29年法律第89号)第858条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好(本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。)や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要である。そのため、以下の取組を行う必要がある。

① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

・ 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関¹⁷の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

・ 国は、都道府県で意思決定支援の指導者となり得る人材を育成するため、引き続き、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を実施するとともに、成年後見制度利用促進ポータルサイトで意思決定支援に関する最新の情報や知見を紹介するなどの取組を行う。また、国は、互助・福祉・司法の支援を効果的に行うため、権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職のアドバイザーの育成を行うほか、地方公共団体における専門的助言についてのオンラインのしくみの活用支援などを行う。

・ 専門職団体は、4(2)④のとおり、専門職に対する研修等を実施する。
・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方や本人を支援する関係者によって構成されるチームによる支援の重要性のほか、本人の意思及び選

17 中核機関については、3(1)②ウ参照。

えた必要な対応を図ることが期待される。

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要がある。また、本人の状況の変化等を踏まえ、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要がある。さらに、適切な後見人等の選任・交代は、本人が納得した上で、後見人等に対して適切な報酬が支払われることにも関係するものと考えられる。

そのため、後見人等の選任・交代や報酬等のあり方などについて、以下の取組を行う。なお、以下の取組の中には、地域の連携協力体制がその基盤となるものがあり、これについては3の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に記載している。

① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

家庭裁判所は、本人の自己決定権の尊重や身上保護の充実といった第一期計画の方針を踏まえ、自主的な努力の積み重ねで、親族後見人の選任の推進など一定の成果を出してきた。裁判事項については、裁判所が個々の事案に応じて独立して職権を行使する性質であるものの、各家庭裁判所に、こうした成果も踏まえながら、事案や場面に応じた適切な対応ができるよう、以下の取組や権利擁護支援に関する研修の実施を含め、引き続き努力することが期待される。

- ・ なお、苦情等への対応については、②に記載している。
- ・ 市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、専門職監督人による支援を検討する。
- ・ 必要に応じた複数選任や、本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じた柔軟な後見人等の交代や追加選任を行う。
- ・ 補助の開始、代理権・同意権付与や、保佐の代理権付与の審判の際、その必要性についても適切に審査する。その際、意思決定支援に基づく本人による意思決定の可能性も適切に考慮する。
- ・ 後見類型についても、代理権行使の必要性が低下した場合、中核機関、専門職団体、日常生活自立支援事業の実施団体等と連携し、市民後見人等

への交代や同事業の併用などにより、意思決定支援の観点を重視する。
・ 上記のような運用が適切に行われるようにするため、後見等の開始の審判時に、後見人等の職務に関する見直しの時期・観点について関係者間で認識を共有し、その後の状況を踏まえ、本人のニーズ・課題の状況や後見人等の適性を定期的に再評価する。

② 後見人等に関する苦情等への適切な対応

ア 基本方針

(ア) 後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがある。

そのため、まずは、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進することが重要である。

- (イ) その上で、以下の役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。
- ・ 家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されている。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待される。
 - ・ 専門職団体には、当該団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待される。また、そのための団体内のしくみの検討を進めることが期待される。
 - ・ 市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行う。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡する。
 - ・ 都道府県には、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

ア 適切な報酬の算定に向けた検討

- ・ 後見人等の適切な報酬の算定については、最高裁判所及び各家庭裁判所において、当事者団体や専門職団体の意見も踏まえ、後見人等の事務の内容や負担の程度、報酬額の予測可能性の確保の観点のほか、後見人等の報告事務の負担にも配慮する観点から検討が進められている。そして、財産管理事務のみならず、身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に応じて報酬を算定するという方向性¹⁹⁾について、最高裁判所から、適時に専門家会議に報告されてきている。専門家会議では、本人への丁寧な面談やケア会議などへの出席といった日常的な関わりに応える報酬設定とすることが望ましい、専門職後見人には専門性に応じた適切な報酬が支払われるべき、後見人等の質（地方公共団体や専門職団体等による能力向上のための研修の受講の有無）、属性（専門職か否か）、本人の財産の多寡、地域の状況も適切に評価すべきなどの指摘や、実態の把握を適切に行うべきなどの意見があった。

- ・ 現行制度において報酬付与は裁判事項であるものの、最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定についての上記のような指摘も踏まえ、利用者にとつての予測可能性をできる限り確保し得る形で、考え方を早期に整理することが期待される。

イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

- ・ 低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事例が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。
- ・ 国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留

イ 具体的な取組

- ・ 後見人等に関する苦情等を把握した機関（家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関など）は、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討する。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合、上記ア（イ）の役割や各地域における対応体制の実情などを踏まえ、自ら主体となって調整すべきものかどうかを検討する。検討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関等に対応を引き継ぐ。

- ・ 家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案（解任事由がない場合を含む。）について、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等が適切に連携することにより、本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、必要性が認められる場合には、後見人等の追加選任や交代を実現できるよう努力することが期待される。なお、専門家会議において、家庭裁判所には、専門職団体に対して専門職後見人の不正の防止・早期発見に向けた適切な情報提供をすることが求められるとの意見もあった。

- また、専門家会議においては、家庭裁判所が、必要に応じ、家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）に基づく後見人等への指示（例えば、後見人等が身上保護に関する事務や意思決定支援を行うに当たり、本人の意向を尊重する旨の指示や、本人の支援方針を検討するケース会議等）に出席する旨の指示）や、家庭裁判所調査官による調査等を適切に活用することが期待されるとの意見もあった。

③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- 後見人等の報酬のあり方は、後見人等が選任される際に期待された役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題であり、後見人等の選任のあり方とも密接に関係することから、適切な後見人等の選任・交代のあり方と併せて検討された。また、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、成年後見制度を適切に利用できるようにすることが重要である。そのため、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。

- なお、後見人等に対して適切な報酬が支払われるかは、後見人等の担い手の確保とも密接に関連することから、担い手の確保についても併せて推進する必要がある、その方策を4（2）に記載している。

¹⁹ 「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」の1（2）アでは、「報酬の算定に当たっては、・・・財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬とすること・・・が望まれる。」とされている。

意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。また、上記アにより早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。

- ・ 国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

ウ 成年後見制度の見直しに向けた検討に併せた検討等

- ・ 国は、後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどといった指摘があること等を踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討の際、報酬のあり方についても検討を行う。関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。

④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組

ア 本人情報シートの活用の推進

本人情報シートは、適切な医学的診断や適切な後見人等の選任にとつて有益であり、後見等開始の審判において多くの事案で提出されている。他方、本人情報シートが、裁判所には提出されていないが、診断書を作成する医師に提供されていない事案が一定数あることから、家庭裁判所には、専門職団体や市町村・中核機関等とも連携し、作成された本人情報シートが確実に医師に提供されるよう、申立人に対するわかりやすい説明や関係者への更なる周知などに取り組むことが期待される。また、最高裁判所には、本人情報シートの活用状況や実態の把握に努め、本人にとつて適切な後見人等の選任・交代が促進されるよう、専門職団体や福祉関係者²⁰等の関係者と連携し、本人情報シートの更なる活用に向け

20 ここでの福祉関係者とは、「ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている人（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや、権利擁護支援センターの職員等）」のことをいう（「成年後見制度における診断書作成 本人情報シート作成の手引（令和3年10月 最高裁判所事務総局家庭局）」27ページを参照した。）。

た方策（例えば、申立後の本人情報シート²¹の活用、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の様式等の併用）を検討することが期待される。

イ 後見申立等に関するその他の取組

最高裁判所・家庭裁判所には、本人にとつて適切な後見人等の選任・交代が推進されるとともに、申立人・後見人等の事務負担の軽減や手続の迅速化にも資するよう、家庭裁判所への後見等開始の審判の申立てや後見事務の報告に関する書類などのあり方を含め、必要な方策を検討することが期待される。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

不正事案は、第一期計画に基づく取組により減少しつつあるが、成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組が重要である。したがって、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体は、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。その際、成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるようにするものであることを踏まえ、本人の意思の尊重や利用しやすさも考慮して進める必要がある。

また、利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには適切な事後救済策も重要であり、そのために必要な方策を推進する必要がある。

なお、任意後見制度における不正防止については、4（1）に記載している。

① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金²¹は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用であるとともに、財産管理の負担が軽減されることで親族後見人の適切な選任にも資するものである。また、後見制度支援預貯金には、身近な金融機関でも導入が比較的容易であるなどのメリットがある。一方、その運用においては、財産の固定化によって本人の積極的な財産活用や日常生活への柔軟な対応に支障が生じないよう留意が必要である。

21 金融関係団体等による「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」において、令和3年10月、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理のしくみに関する方向性がとりまとめられた。

金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁や関係省庁とも連携しつつ、これらのしくみの導入や改善を図ることが期待される。また、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。

家庭裁判所には、後見人等の担い手となる団体等に対して、これらのおくみを導入している金融機関に関して把握している情報を適切に提供するなどが期待される。

国は、最高裁判所と連携し、金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、必要に応じ、より効果的な不正防止のための方策を検討する。

② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組

最高裁判所・家庭裁判所には、引き続き、不正防止のため、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金や後見監督人等の活用が難しい親族後見人等の事案を含め、適切な監督に向けた取組をすることが期待される。

③ 専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組

専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は各市民後見人に対して、それぞれ後見事務における不正防止の取組を受任前・養成の段階から進めることが期待される。また、後見事務について不適正な点を発見した場合は、家庭裁判所と連携し適切に対応する必要がある。

④ 地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果

本人の意思を尊重しつつ、後見人等による不正行為の防止を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするためには、後見人等を孤立させないよう、必要に応じた支援の下、権利擁護支援チーム²²の一員として後見人等が職務を行うことができる環境整備が重要である。したがって、3のおおり、地域連携ネットワークづくりを進めるほか、専門職団体は、各団体に所属する専門職後見人等に対し積極的に助言等を行う。

⑤ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討

・ 利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、不正防止策に加えて、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な

事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

・ その上で、こうした保険の導入状況や成年後見制度の見直しの検討状況なども踏まえ、関係省庁、最高裁判所、専門職団体及び市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は、保険会社とも連携し、必要に応じ、適切な事後救済策の普及方策を検討する。

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

・ 市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者²³が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図る必要がある。

・ 国及び地方公共団体は、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者²⁴が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。また、国及び地方公共団体は、行政手続のデジタル化に当たり、成年後見制度の利用者²⁵が、成年後見制度を利用したことによって、同制度以外の代理人による手続利用の場合と比較して不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。

・ 金融機関には、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性とともに、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。上記の観点から、国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するための周知等を行う。

23 後見類型だけでなく、補助・保佐類型の利用者もいることに留意する必要がある。

24 注釈 23 参照

25 注釈 23 参照

22 権利擁護支援チームについては、3 (1) ②ア参照。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワーク²⁶づくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 一 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加

① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったりしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵害されていることに気づくことができない場合もある。そして、こうした状況は、全国の地域においても必ず起こり得ることである。

・ 本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要である。虐待や消費者被害などが生じている状況は、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。

- ・ また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがなく、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。このことから、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。

・ 以上のことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

イ 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- ・ 第一期計画では、上記の地域連携のしくみを、地域連携ネットワークとし、全国の地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする

²⁶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「はじめに」の2で、「地域連携ネットワーク」と読替をしている。また、第二期計画における権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援と、虐待対応等による権利侵害からの回復支援の両方を含む考え方である。詳細は、I 1 (1)「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」の定義参照。

いう観点から、その整備を進めてきた。

- ・ 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることとする。具体的には、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ²⁷のほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。

・ さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族の構成員同士の思いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうした世帯内の複合的な地域生活課題²⁸としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。

- ・ 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、このような課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でなく、地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

²⁷ 既存のしくみには、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」や、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症高齢者見守りネットワーク」等の地域支援体制などがある。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村が主体となり、保健所や精神保健福祉センターとの連携を図りつつ、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、居住支援法人等居住支援関係者、ピアサポーター、意思決定を支援する人などとの重層的な連携による支援体制を構築することである。「認知症初期集中支援チーム」とは、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチームのことである。

「認知症高齢者見守りネットワーク」とは、認知症高齢者等の行方不明の防止や発見等の見守りに関するネットワークのことである。

²⁸ 地域生活課題とは、「福祉サービスが必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスが必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の課題に参加する機会が確保される上での各般の課題」のこと。社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条第3項に規定。

ウ 地域連携ネットワークづくりの進め方

- ・ イの方向性に基づいた具体的な取組は、(3)で記載しているが、これらから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下に取り組み体制を整備するべきである。

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること

- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関(②ウを参照)の役割をどういった機関や体制で担うのかを明らかにすること
- ・ また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。こうした地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくことで、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図ることができるとなる(充実が求められる機能や取組は、(2)②イ・ウ、(3)②イ・ウを参照)。

- ・ なお、これらの体制整備には、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

② 地域連携ネットワークのしくみ

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関(中核機関)」の3つのしくみからなる。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ 協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け²⁹、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割(協議会の運営等)

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定するものとする。

なお、国は、1(1)に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

③ 権利擁護支援を行う3つの場面

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、以下の3つに整理できる。

ア 権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)

- ・ 本人を取り巻く関係者³⁰が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- ・ この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援(権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センター

29 身近な相談機関を一次相談窓口にして、中核機関は一次相談窓口からの相談を受けている地域もある。

30 本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

の相談対応など）などにつなぐ場合がある。

イ 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

- ・ 成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- ・ この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。

ウ 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

- ・ 家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- ・ この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始する。

④ 市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割

権利擁護支援は、地域や福祉、行政、司法など多様な分野・主体が関わるものである。また、第二期計画の期間内に、令和7年を迎えて認知症高齢者が増加するなど（いわゆる2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みである。

このようなことに対応できるよう、地域連携ネットワークは、多様な主体が積極的に参画し適切な役割を果たすことで、持続可能な形で運営できようになることが重要である。家庭裁判所においても、地域連携ネットワークの中で、持続可能な形で、各関係機関と必要な連携を行いながら、成年後見制度の運用・監督にあたることが重要である。

ア 行政（市町村・都道府県・国）

（ア）市町村

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協

議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。

- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセーフネットワークの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす（4（2）、（3）、（4）を参照）。

（イ）都道府県

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす（4（2）、（4）、（5）を参照）。

- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

（ウ）国

- ・ 国は、市町村や都道府県が進める地域連携ネットワークづくりを後押しする観点から、以下の役割を担う。

- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトを活用した最新の情報や知見の共有
- ・ 都道府県等との連携や権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）のしくみを通じて全国の取組状況や地域による格差などの継続的な把握と必要な助言の実施
- ・ 各取組の進捗状況等を勘案した必要な研修等の支援策の検討と実施

イ 中核機関（再掲）

- ・ 中核機関は、②ウに記載した地域連携ネットワークのコーディネートを行う役割を担う。

ウ 家庭裁判所

- ・ I 1（2）の考え方とおり、家庭裁判所には、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現することができるよう、地域連携ネットワークの中

護支援に関する課題を含む相談を受けた場合、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげることが期待される。

- ・ 特に、従来より権利擁護業務を実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等には、これらの業務に対する積極的な関わりが求められる。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

① 個別支援と制度の運用・監督

① 地域連携ネットワークの機能の考え方

第一期計画では、地域連携ネットワークの機能について、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）及び後見人支援機能の4つを位置付けてきた。

今後は、権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営できるようにすることが重要である。

このような観点から、上記の4機能について、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能（②を参照）と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組（③を参照）に大別した。

併せて、地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援³¹」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督³²」機能があることを、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で整理した。

で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。

- ・ こうした観点も踏まえ、家庭裁判所には、地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

エ 専門職団体

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護や意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には、各種場面において、専門分野に応じた役割を發揮することが期待される。

- ・ こうした観点も踏まえ、成年後見制度の利用促進に関わる専門職団体には、地域における協議会等に積極的に参画することや、地域連携ネットワークにおける相談対応や権利擁護支援チームによる支援の活動などにおいて、本人の特性等に合わせながら、専門性を生かした積極的な役割を果たすことが期待される。その際、市町村や都道府県等との連携が円滑に進むよう、都道府県単位などで連絡窓口を整備することが期待される。

オ 当事者等団体

- ・ 権利擁護支援を必要とする人が、同じような経験をしながら暮らしている仲間と出会い、尊厳のある生活の継続の実態を知ることが、本人にとって非常に大きな力となり、自分のことを自分で考え決めていくための基盤となる。
- ・ こうした観点も踏まえ、認知症、知的障害、発達障害、精神障害等、成年後見制度を利用する可能性がある当事者等の団体には、本人へのピアサポートや、当事者の視点からの協議会や地域づくりへの参画などが期待される。

カ 各種相談支援機関

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しい。したがって、各地域での見守りや支え合いの中で、早期に身近な相談窓口につなげた上で、成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査を行う必要がある。
- ・ こうした観点も踏まえ、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各分野において地域住民等からの相談を受けている相談支援機関には、権利擁

31 専門家会議福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループにおいて、「福祉や行政の関係者、中核機関が行う支援は、本人等の求めに対し、課題整理などを行い、本人自身の力を基にした解決を図るため、必要に応じ、支援や環境の調整を行うものであり、後見人等への指導や後見事務の適正性の判断・チェックを行うものではないこと」といった趣旨の指摘が多数あった。

32 家庭裁判所が行う後見監督は、その一環として、後見人等の職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言や指導を行うことが予定されている。ただし、司法機関である家庭裁判所においては、福祉的観点からの助言等は難しいといった実情もある。

② **権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能**

福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能としては、(1)③で整理した権利擁護支援を行う3つの場面に応じて、それぞれ以下の3つが挙げられる。

- ・ 「権利擁護の相談支援」機能
- ・ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能
- ・ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能

また、家庭裁判所による「運用・監督」機能としては、同様に、それぞれ以下の3つが挙げられる。

- ・ 「制度利用の案内」機能
- ・ 「適切な選任形態の判断」機能
- ・ 「適切な後見事務の確保」機能

	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面(申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

ア **「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能**
 権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)における「権利擁護の相談支援」機能と、「制度利用の案内」機能は、以下のとおりである。

(ア) **権利擁護の相談支援機能**
 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援チームの確保と必要な支援へのつなぎを行う機能。

a 本人等からの相談対応と制度の説明

- ・ 本人を取り巻く関係者³³が、地域連携ネットワークのつながりや支え合いを通じて、日頃から接している権利擁護支援を必要とする人の状態や生活状況などを把握する。

・ 日常生活などで課題を把握した場合は、地域の相談支援機関などにつなぎ、地域の相談支援機関は寄せられた相談への対応を行う。

- ・ 相談対応時には、本人と関係者に、成年後見制度のしくみ(支援内容や利用する場合の留意点などを含む。)やそれ以外の権利擁護支援(支援内容や法律行為に関する取消権等がないなどの留意点などを含む。)に関する説明を行う。

b 権利擁護支援チームの精査と必要な支援へのつなぎ

- ・ 相談支援機関による相談を通じた情報収集を行うほか、必要に応じて、中核機関や専門職がケース会議に参加するなどして、本人の意思及び選好や価値観、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要となる状況、支援の状況や支援者等との関係性等の情報などを集めて、成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援チームの精査を行う。

- ・ 精査の結果、成年後見制度の必要性を確認できた場合は、その適切な利用の検討につなぎ。他方、成年後見制度の必要性を確認できない場合も、本人の権利擁護支援チームに応じ、必要な見守り体制や成年後見制度以外の支援へのつなぎを行う。

(イ) **制度の利用の案内機能**

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

- ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内を行う(例えば、パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進)。また、必要に応じて、各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先を案内する。

イ **「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能**

成年後見制度の利用の開始までの場面(申立ての準備から後見人等の

33 本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

選任まで)における「権利擁護支援チームの形成支援」機能と、「適切な選任形態の判断」機能は、以下のとおりである。

(ア) 権利擁護支援チームの形成支援機能

中核機関が、専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討する。その方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用(③)ア(ウ)「都道府県による協議会」参照)して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。

a 権利擁護支援の方針の検討

・ 相談を通じて得られた情報を基にして、判断能力の低下の進行や支援状況によって生じている具体的な課題(財産管理・各種手続の課題、意思決定の課題、法的な課題、地域社会への参加に関する課題など現時点で生じているものだけでなく、将来に生じる可能性のある課題を含む。)を整理する。

・ その上で、本人の強みを活かすことや支援体制を調整することなどの意思決定支援の視点と本人保護などの権利侵害の回復支援の視点から、成年後見制度の利用を開始する方が適切か、他の支援につなぎ直す方が適切かの確認なども含めて、支援方針の検討を行う。

・ 当該支援方針を検討する前に、成年後見制度を利用することによって受けられる支援や、同制度を利用することによる留意点を本人に説明し、本人の意向を確認しておくなど、支援の方針に本人の意向が反映できるようにする。

b 適切な申立ての調整

・ 本人の申立てに対する意向を確認した上で、本人の状態や親族との関係性などを踏まえ、市町村長申立ての検討を含む適切な申立人の検討と調整を行う。

・ 必要に応じて、診断書や本人情報シートなど申立てに必要な書類等の収集や、申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応する。

c 権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援(後見人等の参画を含む。)

・ 支援方針を基に、対応すべき課題と後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、把握可能な範囲内の収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の後見人等の交代の方向性(専門

職後見人から市民後見人への交代など)などの確認や、必要に応じた支援方針の調整を行う。

・ その上で、関係機関の連携により、必要に応じ、後見人等の候補者と選任形態(複数後見など)についての調整を行う。この際、市民後見人の育成状況や受任可能な専門職数などの地域の実情を踏まえつつ、専門職については、その専門性を適切に発揮できる事業や場面で候補者とすることを考慮する。

・ 併せて、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担を行うなど、本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成を進める。その際、地域の実情に応じて、本人と後見人等候補の予定者が申立て前に面談して相性を確かめることも考えられる。

(イ) 適切な選任形態の判断機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報(例えば、本人の意向や、対応すべき課題、後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の交代を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。

ウ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能

成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人等の選任後)における「権利擁護支援チームの自立支援」機能と、「適切な後見事務の確保」機能は、以下のとおりである。

(ア) 権利擁護支援チームの自立支援機能

中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。

a 権利擁護支援チーム開始の支援

・ 後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームによる支援を開始するに当たり、関係者間で、申立て前に想定していた方針を共有し、役割分担の再確認を行う。具体的には、本人

や後見人等、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催するなどして、支援内容や、将来的に後見人等の交代が想定されている場合はその方針などについて共有し、必要に応じて方針を再調整した上で、後見人等を含めた関係者間で役割を分担する。

- ・ 方針の共有と役割分担の再確認の後、権利擁護支援チームの中で、支援の実施状況や課題の解決状況などを確認する時期について、支援の開始時点であらかじめ定めておく。また、必要に応じて、中核機関や専門職などのバックアップが必要になる場面や期間を確認しておく。

b 権利擁護支援チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援

- ・ 支援の開始後は、専門職後見人を含む後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に応じる。
- ・ 必要に応じて、追加して必要となる支援の調整³⁴や、後見人等の交代、類型・権限変更などの検討や調整を行う。交代後は、必要に応じて、本人や新旧の後見人等、関係機関などが参加する会議を開催するなどして、新しい後見人等に、本人の状況等が適切に引き継がれるようにする。
- ・ また、あらかじめ定められた時期に、課題の解決の状況等を確認し、当該チームの自立状況を踏まえて、一旦、中核機関や専門職などによる当該チームへの支援を終結する。ただし、状況が変化した際に、速やかに相談できる体制を確保しておくことに留意する。

(イ) 適切な後見事務の確保機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

- ・ 後見監督の一環として、後見人等が行う職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）の適切な遂行のため、司法機関としての立場から後見人等の相談対応や助言を行う。なお、司法機関である家庭裁判所では、身上保護や意思決定支援に関する相談に対して、福祉的観点からの助言等を行うことは難しいことを考慮し、権利擁護支援チームの自立支援機能と連携して、司法機関としての立場から後見人等の相談対

34 支援の調整のうち、意思決定支援を進める際は、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のプロセスに沿って対応することが重要である。この際、意思の形成・表明に当たり不当な影響（本人を萎縮させたりからの影響など）を受けたくない環境を整備することや、本人の意思及び嗜好や価値観に焦点を当てた支援が行えるように関係者が調整を行う場を設けることが重要である。

応や助言を行う。

- ・ 必要に応じて、指導や指示、監督処分といった後見監督を行う。
- ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考に、適切な交代や選任形態の見直しを行う。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
一 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり

① 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方

地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるようになるためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点を持って、自発的に協力して取り組む必要がある。

ア 「共通理解の促進」の視点

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所など、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要がある。

イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点

地域連携ネットワークの機能を高めていくため、現在活躍している関係者のみならず、様々な立場の関係者が新たに地域の権利擁護支援に参画して、各々が可能な取組を行い、その取組を拡げていく必要がある。

ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備する必要がある。

② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組は、地域連携ネットワークの関係者が連携して進めることが重要である。以下では、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組として、地域連携ネットワークづくりの段階に応じ、全国各地で共通して実施することが望ましいものを挙げていく。

各地域の協議会において、地域連携ネットワークの関係機関・団体がこ
うした取組を実施するに当たっては、各市町村の包括的な支援体制との一
体的な運用に留意するとともに、取組に優先順位を付ける、既存のしくみ
を活用するなどの様々な工夫を話し合いながら協力して進める必要があ
る。なお、地域の実情に応じて、以下に挙げていない取組を行うことも可
能であり、例えば、重層的支援体制整備事業³⁵と地域連携ネットワークの
取組の連携を図ることで、より効果的・効率的な体制づくりが推進される
などの効果も期待される。

また、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組には、市町村
単位では取り組みにくい内容もある。それらについては、都道府県が主導
して、市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要である。

国は、市町村や都道府県のこうした取組の後押しを行う。

地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組	
ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍
<p>【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）</p> <p>【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能</p> <p>【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能</p> <p>【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能</p>	<p>ウ 機能強化のためのしくみづくり</p> <p>ア 各相談支援機関等の連携のしくみづくり</p> <p>イ 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</p> <p>ロ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</p> <p>エ 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</p> <p>オ 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制 度利用支援事業をた 適切に実施するた めの体制の構築</p> <p>カ 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築</p> <p>キ 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</p>
<p>ア 成年後見制度の必要性など権利擁護支援に関する理解の浸透（広報を含む）</p> <p>イ 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）</p> <p>ロ 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</p> <p>ハ 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</p>	<p>イ 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</p> <p>ロ 中核機関と各相談支援機関との連携強化</p> <p>ハ 都道府県と市町村による地域の担い手の育成</p> <p>ニ 専門職団体による専門職後見人の育成</p> <p>ヘ 地域の担い手の活躍支援</p> <p>ホ 制度の利用者や後見人等からの相談を受けける関係者との連携強化</p>
<p>ア 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</p>	<p>ア 地域で担い手の活躍支援</p> <p>イ 制度の利用者や後見人等からの相談を受けける関係者との連携強化</p>

ア 「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能及び「制度利用の案内」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

- ア 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（制度の広報を含む）

35 令和2年の社会福祉法改正により創設された、市町村が地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する事業（実施を希望する市町村の任意事業）。

- ・ 地域連携ネットワークの関係者は、成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発する。また、対象者ごとに伝える内容・方法が異なることから、対象者に合わせて行う必要がある。加えて、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も強化する。
 - ・ この際、市町村・中核機関には、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行うことが期待される。
 - ・ 家庭裁判所には、市町村や都道府県が広報に必要な知識や情報を得ることができるようにするため、講師派遣や統計データを提供することが期待される。
 - ・ 国は、最新の情報や知見が全国的に共有されることよって地域連携ネットワークの機能強化を図られるよう、成年後見制度利用促進ポータルサイトの充実を図る。
 - b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）
 - ・ 市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にする。
 - ・ その上で、明確にした窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させる。
- (イ)「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組
- a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化
 - ・ 地域連携ネットワークにおいては、地域の関係者・団体（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）が、権利擁護支援を必要とする人やその家族などの様子を把握したり、身近な立場で相談を受けたりしていることを共有する。
 - ・ その上で、関係者・団体が受け止めた権利擁護支援に関する二一ズへの対応に悩まないよう、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関（中核機関、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関など）は、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方の確認などを行う。
 - b 中核機関と各相談支援機関との連携強化

- ・ 中核機関は、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関と、事例検討や支援の振り返りなどを通じて、緊急性の判断や、権利擁護支援の必要性、各種支援や中核機関につなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策などを確認し合う。

(ウ)「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

- a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり
 - ・ 市町村は、(イ)の実践を踏まえ、中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができるしくみを整備する。
 - b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり
 - ・ 市町村や中核機関は、権利擁護支援ニーズの整理から確認できた課題の性質によって、各相談支援機関が成年後見制度の利用の必要性を確認するためのシート³⁶の共有、中核機関がケース会議に参加する際のルールづくり、専門職の派遣のしくみづくりなどを行う。
 - c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
 - ・ 都道府県や市町村は、1(2)「総合的な権利擁護支援策の充実」の内容も踏まえ、地域において、日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実や、それ以外の新たな支援策を検討する。
- イ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用の開始までの場面）
- 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等選任まで）における「権利擁護支援チームの形成支援」機能及び「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。
- (ア)「共通理解の促進」の視点による取組
- a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透
 - ・ 都道府県、市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所などは、

36 注14参照（「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等」についての調査研究事業（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連連絡制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。）

権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整を地域の実情に応じて進めるため、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有する。

- ・ さらに、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深める。
- ・ また、受任者調整の際に将来的な後見人等の交代も含めた初期方針が検討できるよう、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、交代のタイミングや引き継ぎ方法など交代に関するイメージの共有を進める。

(イ)「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

- a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成
 - ・ 4(2)を参照のこと。
- b 専門職団体による専門職後見人の育成
 - ・ 4(2)を参照のこと。

(ウ)「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

- a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり
 - ・ 都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法（検討の体制や候補者推薦の目安³⁷など）、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。
 - ・ 家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。
 - ・ 専門職団体には、家庭裁判所や中核機関と連携し、円滑かつ適切に後見人候補者等の推薦を行えるようにしておくことが期待される。
- b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

37 本人の意向等や権利擁護支援二一ズの性質を踏まえ、地域の担い手の状況も考慮しつつ、どのような属性の候補者がより適切かの目安。

- ・ 4(3)を参照のこと。

ウ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能及び「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

(ア)「共通理解の促進」の視点による取組

- a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透
 - ・ 地域連携ネットワークの関係者³⁸は、後見人等の参画した権利擁護支援チームが、意思決定支援に取り組みめるよう、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に対し、意思決定支援の重要性や考え方などについて、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行う。この際、チーム内で適切な役割分担を図るため、後見人等の役割を合わせて伝えていくことが重要である。
 - ・ また、都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等の後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

(イ)「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

- a 地域の担い手の活躍支援
 - ・ 市町村は、都道府県と連携して、地域の関係機関や専門職団体からの協力も得つつ、4(2)のとおり、地域の担い手（市民後見人及び後見等実施法人）が地域で活躍できるようにするための支援を行う。
 - ・ この際、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知することも重要である。
- b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化
 - ・ 地域連携ネットワークにおいては、成年後見制度を利用する本人やその家族、後見人等からの相談を受けることがある地域の関係団体（当事者等団体、専門職団体等）を把握する。
 - ・ その上で、中核機関は、その役割や連絡先等の紹介、関係団体

38 2(1)②「様々な分野における意思決定支援の浸透」を参照。

が受けている相談内容や地域への参加への支援に関連する活動の確
認などを行う。

(ウ) 「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

- a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
 - ・ 特定の課題が解決した後の専門職後見人から市民後見人への交代を行うしくみづくりや、身寄りのない被後見人等への緊急時対応や生活支援、地域への参加の支援等のしくみづくりなど、後見人等や権利擁護支援チームのみでは解決することができない地域に共通する課題について、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力して実施する支援策を構築する。
 - b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連携体制の構築
 - ・ 将来的に市民後見人への交代を行う想定をしていた事案について、交代を検討すべき時期が来た場合や、地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整える。

③ 中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

地域連携ネットワークが、持続可能な形でその役割を果たせるようになるためには、中核機関のコーディネート機能の強化と、多様な主体による参画や連携・協力を得るための協議会の運営が重要である。

ア 協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

協議会は、各地域において、権利擁護支援チームを支える専門職団体や当事者等団体などを含む団体や地方公共団体等の関係機関が連携を強化し、これらの団体・機関による自発的な協力を進めるしくみである。成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進していく必要がある。

(ア) 基本的な考え方

- ・ 第一期計画では、成年後見制度に関する専門相談への対応や、家庭裁判所との連携のために、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、リーガルサポート³⁹、社会福祉士会等）や地方公共団体等の関係機関などの福祉関係者等が参画する協議会が設置された。それぞれの果

39 司法書士を構成員とする公益社団法人のこと。

たしてきた役割は重要であり、引き続き、主体的な参画と自発的協力が期待される。

- ・ 第二期計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続の支援という観点が強められるよう、制度を利用する当事者等の意見を反映できる団体等に対して、協議会への参画を求めることなども重要になる。
- ・ さらに、本人に適切な支援を行えるようにするため、地域の実情に応じて、民生委員協議会、自治会、日本司法支援センター（法テラス）、税理士会・行政書士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、生活支援サービス等のサービスに係る民間事業者⁴⁰等との連携も求められる。金融機関⁴¹には、地域連携ネットワークの関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。

(イ) 市町村による協議会

- ・ 権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報報告基に行われること、具体的な支援の実施のためには行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要があることから、引き続き、市町村は協議会の設置・運営に取り組み必要がある。
- ・ 協議会では、多様な主体の参画と自発的協力の下で、権利擁護支援を行う3つの場面での「支援」や、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する。この際、協議会の効率的な設置・運営を行うため、権利擁護センター等の運営委員会など既存の会議体⁴²を活用する、協議事項に応じて参加者を柔軟に追加・変更

40 II 1 (2) ② 「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」を参照。

41 一部の金融機関では、顧客本位の業務運営の一環として、近年、職員の認知症に対する理解を向上させるとともに、地方公共団体や地域の福祉機関等と連携し、判断能力の低下した高齢者等の権利擁護等に努める取組が行われている。こうした取組は、意思決定支援を含む権利擁護支援の取組と、趣旨を共通するものである。

42 既存の会議体としては、例えば以下のものがある。

- ・ 社会福祉法第106条の6に基づく支援会議
- ・ 社会福祉法第106条の4第2項第6号に基づき作成された支援プランの支援決定等を行う重層的支援会議
- ・ 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画に基づく協議会、同法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画に基づく協議会
- ・ 地域ケア会議（介護保険法（平成9年法律第123号）115条の48）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に規定する協議会

する、個別事案の「支援」と地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を分けて協議するなど、地域の実情に応じた工夫も求められる。

a. 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

- ・ 中核機関が、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談を受け、適切な支援をコーディネートするためには、具体的な支援を検討・協議する場（ケース会議や受任調整会議など）が必要である。具体的な検討・協議事項としては、場面に応じて以下の項目に記載している内容が挙げられる。

- ・ (2) ②ア (ア) 権利擁護の相談支援機能
- ・ (2) ②イ (ア) 権利擁護支援チームの形成支援機能
- ・ (2) ②ウ (ア) 権利擁護支援チームの自立支援機能
- ・ なお、支援困難事案に適切に対応するためには、必要に応じて専門職団体や当事者団体等から助言を受けられる機会を確保することが重要である。また、必ずしも項目ごとに定期的に検討・協議の場を設ける必要はなく、上記の3項目について合わせて検討・協議する、臨時の検討・協議の場を設定するなど、地域の実情に応じた工夫が求められる。

b. 家庭裁判所との連携

- ・ 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間での相互理解⁴³を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等受任イメージを共有⁴⁴することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められる。

c. 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

- ・ 権利擁護支援チームによる支援を充実するためには、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する必要がある。

・ 消費者安全確保地域協議会（消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3）
・ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条に基づく支援会議
・ 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する自立相談支援事業における支援調整会議
・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会（平成29年2月とりまとめ））における協議の場

43 例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。市町村・中核機関には、司法手続の特徴や後見等開始申立て後の手続の流れ等を理解することが期待される。

44 詳しくは、②イ（ア）a「選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透」参照。

ある。具体的な協議事項としては、以下の項目に記載している内容が挙げられる。

- ・ ②ア「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組
- ・ ②イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組
- ・ ②ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組
- ・ なお、個別事案に対応する際の各関係者・関係機関の役割の確保、連携のルールづくりなども重要である。

(ウ) 都道府県による協議会

- ・ 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。協議事項によっては、家庭裁判所の支部・出張所の管轄区域も踏まえて協議会を設置し、家庭裁判所の支部・出張所も含めて実施することも期待される。

- ・ 協議会では、以下の項目に記載している内容に取り組みることが求められる。

- ・ 担い手を確保・育成するための方針策定や交流の機会の支援（具体的には「4（2）担い手の確保・育成等の推進」に記載）
- ・ 管内市町村の体制整備等の取組を進めるための具体的支援策の検討（具体的には「4（5）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」に記載）
- ・ なお、受任者調整の検討・協議の場を単独で設置することが難しい市町村でも、具体的な事案で受任者調整を行えるようにするため、都道府県には、自ら受任者調整の検討・協議の場を設置するなどの支援を行うことが期待される。

(エ) 市町村・都道府県による協議会の運営に関する留意点

- ・ 協議会の運営は、市町村又は都道府県による直営又は委託などにより行う。協議会の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、設置主体としての責任ある関与が必須となる。
- ・ 市町村又は都道府県が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対

応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

イ 中核機関のコーディネート機能の強化

地域連携ネットワークが、多様な主体による参画や連携・協力を得て、持続可能な形でその役割を果たしていく上で、中核機関が担うコーディネート機能は重要であり、機能を強化していくための取組を行う必要がある。

(ア) 基本的な考え方

- ・ 成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるようにするためには、公正・中立な立場で制度を説明する相談窓口が必要である。全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするために、中核機関未整備の市町村には、早期に相談窓口を整備することが求められる。

- ・ その上で、相談を受けた後には、本人の意思・意向を尊重して、地域に存在する様々な権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセクシュアルハラスメントの対応、消費生活センターの相談対応など）など、最もふさわしい支援につなぐことが重要である。一方で、権利侵害からの回復などのために早期に成年後見制度の利用による支援につなげるべき場合もある。

- ・ 中核機関は、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援のニーズを精査して見極め、具体的な支援に早期につなぐ必要がある。

(イ) コーディネート機能を強化等するための取組

- ・ 実際に行う権利擁護支援を本人中心の支援とするためには、権利擁護支援の3つの場面における「支援」のコーディネートが機能するしくみづくりが必要である（具体的には「ア（イ）市町村による協議会」及び「ア（ウ）都道府県による協議会」に記載）。この際、権利擁護支援を行う3つの場面の「支援」がより効果的に機能するよう、既存のしくみを活かして高齢・障害分野に分けて相談窓口を整備する、身近な相談窓口は直営としつつ、受任者調整の協議や後見開始後の相談は広域対応という形に分担するなど、地域の実情に応じた工夫を行うことも考えられる。なお、「支援」のコーディネーターに当たっては、中核機関が相談を受けた事案に継続的に関わり続けるのではなく、本人に身近な権利擁護支援チームが本人中心の支援を自立して行うことができるようにするという視点も重要である。

- ・ 市町村は、中核機関が、専門職団体や当事者団体から助言を受けながら、権利擁護支援の方針や受任者調整の検討・協議を行えるようにする必要がある。人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村は、オンラインのしくみを活用して、専門的助言を受けられるための取組を進める必要がある。

- ・ 地域の実情に応じて、中核機関に権利擁護支援の知見がある専門職を配置することや、単都市町村で対応が困難な事案を圏域単位・都道府県単位で設置される協議の場に持ち込んで、より専門的な助言を得られるようにすることなども考えられる。なお、中核機関によるアウトリーチによって、潜在化している権利擁護支援ニーズ等を情報収集することなども期待される。

- ・ このほか、市町村は、地域の関係者等に意思決定支援研修を実施するなどにより意思決定支援の取組を拡げていく、成年後見制度に関する研修等を実施して制度を必要とする可能性のある人を早期に把握できるようにするなど、地域の権利擁護支援を充実したものであるための取組を実施する必要がある。

- ・ なお、中核機関が、本人や関係者、後見人等との間で、相談を受けた事案に関する課題認識が共有できない場合には、対応が困難になる。このため、国及び専門職団体は、このような事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討する。

(ウ) 中核機関の運営に関する留意点

- ・ 中核機関の運営は、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村は、中核機関の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、整備の主体としての責任ある関与が必須となる。

- ・ 市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

(4) 包括的・多層的な支援体制の構築

① 基本方針

- ・ (1) ①イで示したとおり、地域連携ネットワークは、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとする必要があり、また、圏域や都道府県単位の権利擁護支援のしくみも重ね合わせた「多層的」なもの

のしなくてはならない必要がある。

② 市町村による「包括的」な支援体制の構築

- 市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものにしていくため、(3)②に記載した地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を進める中で、介護や障害、生活困窮、子育てなど各分野のしくみと有機的に連携できる体制づくりを行う。
- 権利擁護支援ニーズは、本人や家族、関係者等からの相談を受け止める中で把握できるものである。このことから、以下に示す権利擁護の相談支援機能を強化するための取組の中で、必要な人に権利擁護支援を行うためのしくみづくりを進めることが重要である。
 - 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ((3) ②ア (イ) a)
 - 中核機関と各相談支援機関との連携強化 ((3) ②ア (イ) b)
 - 各相談支援機関等の連携のしくみづくり ((3) ②ア (ウ) a)
- また、第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援の観点を含めている。そのため、市町村には、国が示した考え方⁴⁵を参考に、地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制づくり(包括的な相談対応や、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくり)の中で、権利擁護支援を必要としている人のニーズへの対応も含めたしくみをつくっていくことが期待される。

③ 都道府県による「多層的」な支援体制の構築

- 都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみをつくる必要がある。
- 具体的には、都道府県は、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用して、必要な助言等を行うなど市町村支援の体制を確保する。このほか、都道府県単位の協議会で、市町村等からの相談等を通じて把握した権利擁護支援ニーズを共有し、これらに対応した圏域単位や都道府県単位の権利擁護支援のしくみを検討することが期待される。

45 「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」(令和3年3月31日付け社援地策0331第3号、障障発0331第3号、老認策0331第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、同課成年後見制度利用促進室長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)

④ 国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援

- 国は、市町村が包括的な地域連携ネットワークづくりを効果的に進めることができるよう、例えば、以下のような重層的支援体制整備事業と連携した取組を進める。
 - 市町村が、成年後見制度利用促進の取組と重層的支援体制整備事業を連携して実施する際の留意点の明示。
 - 権利擁護支援ニーズにも対応した、包括的な相談対応、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくりの好事例の収集。
 - 重層的支援体制整備や地域連携ネットワークづくりに関わる好事例等の市町村の関係部局への情報提供。
 - 国は、都道府県が権利擁護支援の体制づくりを効果的に進めることができるよう、成年後見制度利用促進などの権利擁護支援に関する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す。
 - 国は、今後、重層的支援体制整備事業の実施状況等を動かしつつ、その見直しを検討する際⁴⁶には、市町村や都道府県による権利擁護支援の取組状況等も踏まえた当該事業の効果的な取組方策を検討する。

46 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)附則第2条には、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を動かしつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定がある。

4 優先して取り組む事項

(1) 任意後見制度の利用促進

① 基本方針

- ・ 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。そこで、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
- ・ なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。
- ・ したがって、市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を發揮することになる。

② 周知・広報等に関する取組

- ・ 地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てを必要があることを相互に共有し、これらを含めた周知に努める。地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。
 - ・ 地域包括支援センターが行う相談支援や、認知症地域支援推進員等が行う普及啓発等の取組と連動した周知を行うことも効果的である。
 - ・ 高齢者や身寄りのない人などに対して地域で行われている様々な生活支援などに関するサービス（見守りや日常生活上の支援、日常生活自立支援事業など）の利用をきっかけとして、任意後見制度の周知を行うことも効果的である。
 - ・ 今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進めるとともに、こうした担い手に関する情報を広く周知する必要がある。
- ③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組
- ・ 公証人は、任意後見契約締結時等に、その契約内容及び本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることを

があることを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。

- ・ 専門職団体には、各専門職に対して、本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人の選任の申立てを促す必要があることを、周知徹底することが期待される。
- ・ 権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。なお、必要に応じ、例えば、中核機関や地域包括支援センター等の関係機関が、権利擁護支援チームによる見守りと連携するしくみづくりを地域の実情に応じて行うことも考えられる。
- ・ 金融機関には、3（3）③ア（ア）の高齢者等の権利擁護に関する取組において、任意後見契約を締結している人の判断能力が低下していることを把握した場合は、関係機関等と連携し、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促すなど、適切に対応することが期待される。
- ・ 国は、任意後見制度の利用状況や、適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための方策などに関する指摘があることも踏まえ、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策などについて検討する。その際、同制度の見直しの検討が必要な事項については、1（1）の成年後見制度の見直しに向けた検討の中で検討する。

(2) 担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

ア 多様な担い手の確保・育成の推進

- ・ 中核機関等の整備による権利擁護支援の二ーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせ適切な後見人等を選任・交代できるようにするために、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等⁴⁸を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障害の有無にか

47 第二期計画において担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

48 育成された担い手の適切な選任については、2（2）「適切な後見人等の選任・交代

かわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。

- ・ 特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

イ 都道府県によるしくみづくり

- ・ 平成24年から、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の2、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条の2、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の3に基づき、市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきた。しかし、現状として、市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は2割程度にとどまっている。その理由としては、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独の市町村では、養成を行うことが難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携や調整までを行うことが難しいからだと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因であると考えられる。
- ・ このため、担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

- ・ このため、担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見人実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成の

の推進等」、3（2）②イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を参照。任意後見制度の担い手については（1）を、日常生活自立支援事業等を含む権利擁護支援の担い手については1（2）①②を、それぞれ参照のと。

しくみづくりを進めることが期待される。

- ・ このようなくみづくりに、市町村・中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が必要であり、都道府県は、自ら主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。
- ・ 国は、成年後見制度の利用者が都道府県圏域を越えて転居、入院・入所する場合もことから、近隣都道府県が交流できる場を設定するなど都道府県間の連携・協力体制の構築を推進する。

② 市民後見人の育成・活躍支援⁴⁹

ア 基本的考え方

- ・ 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等⁵⁰が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職⁵¹や親族⁵²等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- ・ 市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。
- ・ これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者

49 第二期計画において市民後見人の「活躍支援」とは、地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。

50 地方公共団体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む（成年後見関係事件の概況一令和2年1月～12月一（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」注6を参照した。）。

51 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士等のこと（成年後見関係事件の概況一令和2年1月～12月一（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」の記載を参照した。）。

52 6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のこと（民法725条参照）。

団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- ・ 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利保護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。

- ・ 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。

- ・ 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスマニュアルや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。

- ・ 市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝えつつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を

主体的に進めることが期待される。

- ・ なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

エ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

- ・ 市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい。一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村もある。また、市民後見人養成研修を実施してきたものの、選任が進んでいない市町村もある。

- ・ この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。
- ・ このように都道府県が主導する場合であっても、各市町村には、選任後の市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市民後見人の役割を医療・福祉サービスマニュアル等へ周知するなど、身近な市町村として担うべき役割を果たすことが求められる。なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、市民後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などを受けられるようにするため、オンラインのしくみを活用することも重要である。

③ 法人後見の担い手の育成

ア 基本的考え方

- ・ 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。

- 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成を必要とする。第二期計画では、都道府県による育成を進めるものとする。

イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようになるため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。

- 最高裁判所には、引き続き、法人が後見人等に選任される際の考慮要素等についての各家庭裁判所の検討が深まるよう支援するとともに、これらを集約し、明確に共有可能な形で整理するなどして、各家庭裁判所と中核機関等との間の必要な意見交換が可能となるよう、積極的に後押しすることが期待される。

- 国は、社会福祉法人による法人後見について、社会福祉連携推進法人の活用等、複数の社会福祉法人が連携して後見を担うしくみを含め、推進を検討する必要がある。その際、福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが当該法人が日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分に留意する必要がある。
- 公的な関与の下で虐待等の支援困難な事案を受任する場合の後見の実施については、総合的な権利擁護支援策における都道府県単位の新たな取組の一つとして検討を進める（詳しくは1（2）③イ「公的な関与による後見の実施の検討」を参照）。
- 銀行の子会社が「成年後見人等の事務を行う業務」を行う場合は、地域連携ネットワークの関係者と連携しつつ、促進法の趣旨に則した運用を行うことが期待される。

ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村

による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。

- 都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

④ 専門職後見人の確保・育成⁵³

- 専門職後見人の確保・育成については、財産管理及び身上保護における意思決定支援の重視を基本とした上で、それぞれの専門性に応じた受任を想定し、各専門職団体で対応することが基本となる。併せて、専門職団体の間で、専門職後見人の質の向上等の取組に関する情報交換を行うなどの連携の強化を通じて、効果的な支援方策の検討につなげることも期待される。
- なお、研修等の取組を行う際には、後見人等は財産管理及び身上保護の両方を担うものであること、また、いずれの事務も本人の意思決定支援の観点から行う必要があることを踏まえた上で、それぞれの専門性の質が確保されるような内容にすることが期待される。併せて、国が実施する意思決定支援に関する研修の内容を踏まえつつ、取組の実践例を含める等、実践的なものとなるようすることが期待される。
- また、後見人等として活動してきた専門職には、市民後見人養成研修修了者や当事者等の幅広い活躍を支えるという役割を意識して、これらの支援に取り組んでいくことが期待される。専門職団体には、このような専門職を育成していくことが期待される。

⑤ 親族後見人への支援⁵⁴

- 市町村・中核機関は、申立ての相談に関わる際、専門職団体等とも連携

53 専門職後見人の確保には、報酬のあり方、報酬助成のあり方が大きく関係する。これについては、2（2）③「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」を参照。

54 本人と本人に身近な親族等が共に身近な親族等による後見人等の選任を望むなど、身近な親族等が後見人等になることが、さわしい場合の親族後見人への支援は最も重要な支援の一つである。一方で、「担い手の確保」という観点にはなじまないため、本項では最後に記している。

し、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、親族等を後見人等の候補者として申立てをすることができるとことや後見人等が担う役割について助言するほか、必要に応じて、市町村長申立て事案でない場合であっても受任者調整を行い、家庭裁判所に当該親族等を候補者として推薦するなどの支援を実施することが期待される。また、市町村・中核機関は、必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談などに応じることのできる相談体制を整備することが求められる(後見開始後の相談について、詳しくは3(2)②ウ(ア)「権利擁護支援チームの自立支援機能」を参照)。

- ・ 申立てに関わる専門職も、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、当該親族等を候補者として挙げるなど、親族後見人の活躍の後押しをすることが望ましい(家庭裁判所については、3(2)②ウ(イ)「適切な後見事務の確保機能」を参照)。

(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

① 基本方針

- ・ 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障害者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市町村長申立てができるとされている。
- ・ 特に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市町村長申立てをすすめるものとされている。また、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障害者についても、同様である。さらに、国及び地方公共団体は、高齢者虐待・障害者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者・障害者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者・障害者の被害の防止及び救済を図る観点から、成年後見制度の周知や同制度の利用に係る経済的負担の軽減を図る措置等を講ずることにより、同制度が広く利用されるようにならなければならないとされている。また、最近では、都市部や地方を問わず、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトへの支援として、市町村長申立ての必要性が高まっている。
- ・ 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が、適切に実施される必要がある。

② 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。
- ・ 都道府県には、市町村職員、中核機関職員及び日常生活自立支援事業に関係している職員に対して、市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される。
- ・ 都道府県には、例えば、都道府県における市町村支援等の助言の担い手として国が養成する専門アドバイザーを活用することなどにより、市町村長申立てを適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。
- ・ 国は、都道府県が継続的に研修を実施することができるよう、都道府県職員向け研修の拡充や、市町村長申立てに係る各自自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供など必要な方策を講じる。
- ・ 国は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知⁵⁵に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行う。加えて、実施状況等といった市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

③ 成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 市町村は、成年後見制度利用支援事業について、①の基本方針を踏まえ、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親

55 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方や手続の例示について」(令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障障発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)

族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある(詳細については、2(2)③イを参照)。

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

① 基本方針

- ・ 権利擁護支援を必要とする人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、各地域では、「包括的」かつ「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- ・ 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。
- ・ 第二期計画では、地域連携ネットワークに求められる機能や機能を強化するための取組等を「3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」で示した。地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容に段階的・計画的に取り組むための方針(以下「取組方針」という。)を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

② 市町村による行政計画の策定

ア 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

- 市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。市町村計画では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。
 - ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
 - ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することまた、市町村計画では、地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
 - ・ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
 - ・ 地域連携ネットワークの支援機能(3(2)を参照)の段階的・計

画的な整備方針

- ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組(3(3)を参照)の推進の方針
- ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

イ 具体的な策定方法等

- ・ 市町村計画の策定は、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法、権利擁護支援に焦点を当ててため単体の計画として策定する方法などが考えられる。
- ・ 中核機関の整備を複数の市町村が共同で取り組んでいる場合には、各市町村の計画に中核機関の整備・運営などの全体方針を示し、中核機関の事業計画等に具体的な取組方針を記載する方法なども考えられる。
- ・ 市町村計画の策定後は、地域連携ネットワークの日々の取組の中で実態を把握し、事業の改善や施策の立案等につなげることが重要である。このような取組を着実に行うため、協議会などにおいて、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ・ 計画を実効性のあるものとするため、地域連携ネットワークで「運用・監督」機能を担う家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。

ウ 留意事項

- ・ 市町村は、協議会等を通じて、計画に当事者の声を反映することが重要である。また、関係者の連携・協力の下で権利擁護支援に取り組むことができよう、中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくことも重要である。
- ・ なお、地域連携ネットワークづくりは段階的・計画的に進めるものであり、計画が策定されていることが重要である。このため、計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

③ 都道府県による取組方針の策定

ア 都道府県による取組方針に盛り込むことが望ましい内容

都道府県による取組方針では、市町村計画と同様に、第二期計画を踏

- まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。
- ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
 - ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること
- 一方で、都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
- ・ 都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
 - ・ 担い手の確保の方針
 - ・ 市町村に対する体制整備支援の方針
- 上記方針を示すことを優先しつつ、さらに、個別事案等で市町村に対して助言などを行えるよう、以下に掲げる方針も盛り込むことが望ましい。
- ・ 市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

イ 具体的な策定方法

- ・ 都道府県による取組方針は、例えば、都道府県単位の協議会で協議した結果を簡潔に整理するなどにより策定することが考えられる。
- ・ その上で、より効果的に取組が進むよう、市町村計画と同様に、都道府県地域福祉支援計画など他の法定計画の中に取組方針を盛り込むことなどの対応を行うことも期待される。

ウ 留意事項

- ・ 都道府県は、市町村ごとの人口推移や体制整備状況等を勘案しながら、中長期的な観点に立って取組方針を策定することが重要である。

(5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

① 基本方針

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される (3 (1) ④ア (イ)、(4) ③参照)。

- ・ 都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある (3 (3) ③ア (ウ) 参照)。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である (3 (4) 参照)。
- ・ 国は、都道府県の機能強化が図られるよう、各都道府県の取組の進捗状況を踏まえた情報提供や支援等を行うほか、都道府県職員向け研修の拡充、都道府県で権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成、国が把握した好事例の共有などを行う。

② 都道府県の機能強化

- ・ 都道府県には、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待される。
- ・ 都道府県には、後見人等に関する苦情等への対応として、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

③ 市町村への具体的な支援内容

- ・ 都道府県には、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、以下の具体的な支援を積極的に行うことが期待される⁵⁶。

ア 継続的な研修の実施

- ・ 市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。
- ・ そのため、都道府県は、市町村等に対して、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

イ 都道府県単位での協議会を通じた実態把握等

- ・ 協議会の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返り

⁵⁶ 「都道府県による市町村支援のためのガイド」(「成年後見制度利用促進基本計画」における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業)(厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業)により作成)が参考になる。この資料は「④ 都道府県自らの取組の実施」に当たっても参考になる。

と意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用二一ズ等の実態把握を行う。また、必要に応じて、受任者調整の場を設置することも考えられる（3（3）③ア（ウ）参照）。

ウ 市町村等への情報提供や相談対応

- ・ イによって得られた実態等の情報は、市町村と共有する。
- ・ 市町村からの相談に適切に対応するため、あらかじめ、相談窓口を整備するとともに、専門職等を派遣するしくみなどを整えておく。

エ 市町村の課題に応じた支援や調整の実施

- ・ 市町村に対する具体的な支援及び調整に当たっては、例えば、担い手不足の課題を抱えている市町村ことや、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村ごとにグループ化をするなど、市町村に共通する課題に応じた対応を行う。
- ・ 市町村と家庭裁判所との連携の促進においては、家庭裁判所の本庁のみならず、協議事項に応じて、家庭裁判所の支部・出張所を含めた連携にも留意する。
- ・ また、市町村間や、都道府県と市町村との意見交換、交流を進める機会づくりなど、広域での連携も見据えた地方公共団体間の調整の場を設ける。
- ・ 市町村が地域の実情に応じて広域的な地域連携ネットワークづくりに取り組むこと（例えば、複数の市町村にまたがる区域で地域連携ネットワークづくり）に取り組むこと、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位で役割分担することなどができよう、近隣市町村や中核機関などによる意見交換の場を設定するなど、積極的に市町村の支援や調整を行う必要がある。

④ 都道府県自らの取組の実施

- ・ 都道府県には、市町村単独では取り組みにくい課題への対応について、自らが市町村と連携しながら実施することが期待される。こうした課題への対応としては、例えば以下のものである。
- ・ 担い手の確保（市民後見人や法人後見の担い手の育成等。具体的な取組は（2）①イ、②、③を参照）。
- ・ 市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上（意思決定支援等に係る取組は2（1）①を、市町村長申立てに係る取組は（3）②を参照）。

- ・ 市町村・中核機関が行う研修等（地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等）を実施することができる人材の育成。

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI ^{※1} (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ^{※3}	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し					策定状況等のフォローアップ	
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI ^{※1} (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度
討 向 見 制 度 等 け 直 等 た し 核 に	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 的 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	・全47都道府県 —	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
			各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— —	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
			適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	後見制度支援信託・支援預貯金の普及			関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及と方策の検討		
地 域 連 携 ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村 ・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続	
			市町村による中核機関の整備				
			中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等			権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

社援成発 0325 第 2 号
障障発 0325 第 1 号
老高発 0325 第 3 号
老認発 0325 第 1 号
令和 4 年 3 月 25 日

各都道府県・市区町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、様々な取組を推進してきました。基本計画は平成 29 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までを期間としているため、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）の策定に向け、成年後見制度利用促進専門家会議での議論等を経て、令和 4 年 3 月 25 日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」について、閣議決定しました（別添）。第二期計画において目指す「地域共生社会」とは、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくものであり、そのためには、各都道府県・市町村における庁内連携が不可欠となります。

第二期計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下のとおり通知しますので、御参照の上、各地域における施策及び必要な連携の推進に御尽力いただきますようお願いいたします。

また、管下の関係機関・団体に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

I. 第二期計画のポイント

1. 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。

- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
 - 2. 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
 - 3. 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
 - 4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）を全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画（以下「市町村計画」という。）を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。
- ※ 第二期計画の対象期間は令和4年度から令和8年度までの5年間（第二期計画の「工程表」を参照）

II. 市町村の役割

第二期計画（p. 25）では、市町村の役割について以下のとおり記載しているところです。

(ア) 市町村

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第二期計画において詳述されているように、市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組の推進が必要です。

- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこ

と。

- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- ・ 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組が必要です。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。
成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

なお、第二期計画（p. 23, 24）では、地域連携ネットワークを構成する「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」について、それぞれ以下のとおり記載しているところです。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ 協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割。
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）。

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は、1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

Ⅲ. 都道府県の役割

第二期計画（p. 26）では、都道府県の役割について以下のとおり記載しているところです。

（イ）都道府県

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組みするための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

第二期計画において詳述されているように、都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとして、以下のような取組の推進が必要です。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

Ⅳ. 第二期計画の工程表に記載されたスケジュール

第二期計画の工程表において市町村及び都道府県に関するK P Iとして設定された取組に係るスケジュールは以下のとおりです。

1. 任意後見制度の利用促進

令和6年度末までに「全1,741市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

2. 担い手の確保・育成等

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定。
- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。

3. 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。

4. 権利擁護支援の行政計画等の策定推進

令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。

5. 都道府県の機能強化

令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。

6. 意思決定支援の浸透

令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。

7. 地域連携ネットワークづくり

- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による制度や相談窓口の周知。
- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による中核機関の整備。

別添 第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～（令和4年3月25日閣議決定）

参考 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

子 発 1 2 1 2 第 1 号
社 援 発 1 2 1 2 第 2 号
老 発 1 2 1 2 第 1 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

都道府県知事
各 指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 14 年 4 月 1 日社援発第 0401004 号厚生労働省社会・援護局長通知）については廃止する。

貴職におかれましては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に一般的な社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行することとされている。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3)市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）が告示されたところであるが、今般、①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特徴、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

づくりに関する取組等)

- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる)
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - ・ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進することの方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

事務連絡
平成 30 年 7 月 24 日

平成 30 年 3 月 30 日

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと 地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
(今後の権利擁護体制のあり方検討委員会)

成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について (情報提供)

日頃より、成年後見制度利用促進の取組についてご尽力いただきありがとうございます。今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策 (別添 1) をとりまとめたところ です。

また、これを踏まえ、本日、最高裁判所事務総局家庭局第二課長から各家庭裁判所事務局長宛てに、別添のとおり文書 (別添 2) が発出されましたので、参考までに情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に本事務連絡について情報提供いただきましたようお願いいたします。

また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、都道府県が家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会等と連携を図ること等により、管内市区町村における広域的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、市町村計画策定のための支援等、積極的に推進していただきますようお願いいたします。

(担当)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話 : 03-5253-1111 (内線 2228)
E-mail : seinenkouken@mhlw.go.jp

○ 地域において判断能力が不十分な人びとの権利を擁護するために、社会福祉協議会(以下、「社協」という。)では地域福祉を進めるなかで、日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進に取り組んでいる。全社協・地域福祉推進委員会(以下、「本会」という。)では、地域住民や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における総合的な権利擁護体制の構築を提唱し、年齢や障害種別、資力等にとらわれず、地域のさまざまな人びとのニーズに応じた権利擁護を推進している。

○ こうしたなか、利用者のノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した制度の利用促進、制度の利用に関する体制の整備を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行された。法施行を受け、国は平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画(以下、「基本計画」という。))を閣議決定し、総合的かつ計画的に施策の推進を図られることとなった。

○ この動きは、これまで社協が取り組んできた総合的な権利擁護体制のさらなる強化を図る好機と捉えることができ、社協は、これまでの取り組みを活かし、基本計画で謳われている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関*の受託を進めるなど、成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的にすすめていくべきと考える。

○ 各自自治体での成年後見制度利用促進にかかる市町村計画の策定や、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の検討がすすむこの時期を逃すことなく、行政と連携しながら総合的な権利擁護体制の構築を推進する必要がある。

○ こうした状況を踏まえ、本会では、成年後見制度の利用促進において社協が果たす役割と、そのための取り組みについて、現段階での考え方や課題を整理し、『社協・生活支援活動強化方針』に示した地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策をとりまとめ、全国の社協に提言することとした。

* 地域連携ネットワーク及び中核機関については、P8 図 2 参照

I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

1. 社協における権利擁護の取り組み

○地域福祉の実践のなかで、社協は、地域に暮らす人が、障害の有無や年齢にかかわらず、尊厳をもってその人らしく安心して生活が送れるよう、権利擁護の取り組みをすすめてきた。

○平成 12 年の社会福祉法改正により、自己決定や自立支援を旨とする利用者本位の福祉サービスが基本理念として位置づけられてからは、利用者を支援・保護する仕組みとして福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度が活用され、地域での生活を支援している。

○とりわけ日常生活自立支援事業では、利用者の判断能力が低下しても、できるだけ本人の意思を尊重しながら、自己決定やその人らしい生活を支えるアドボカシーとエンパワメントを基盤とするソーシャルワーク（相談援助）による支援を専門員が展開してきた。

○日常生活自立支援事業では、生活支援員が専門員の指示を受け日常的な支援を提供している。生活支援員は市民・住民が担っており、専門職とは異なる「利用者にとつての隣人・友人」としての態度で接し、常に利用者に寄り添う姿勢で関係性を重視した支援をしている。こうした住民参加の視点こそ本事業の重要な点である。

○さらに、本会では、権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結びつけることができるように、地域住民の参加や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」の設置を掲げ、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進してきた。

⇒下記「◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究」参照

○また、『社協・生活支援活動強化方針（第 2 次アクションプラン）』（平成 30 年 3 月改訂）では、権利擁護等に関する行政との取り組みについて、社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を示した。（参考資料参照）

○これらの取り組みは、国の基本計画に示された地域連携ネットワークや中核機関に通じる考え方となっている。（「成年後見制度利用促進基本計画」 2-(2)-①-4)-(a)「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」参照）

◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究

①地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究（平成 15 年度）

・「福祉後見」*を推進する取り組みとして、地域の住民や社会資源との協働運営による「福祉後見サポートセンター」構想において、次の機能が地域の中につくられていくことが必要としている。

- ①人材養成・人材バンク機能
- ②相談・支援機能

I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

1. 社協における権利擁護の取り組み

2. 地域における総合的な権利擁護体制の構築

II 社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

1. 基本的な考え方

- (1) 社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす
- (2) 日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義

2. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み

- (1) 市町村計画の策定に参画する
- (2) 地域連携ネットワークにおいて役割を果たす
- (3) 中核機関の受託をめざす
- (4) 行政とのパートナーシップの構築
- (5) 家庭裁判所との連携と役割の確認
- (6) 社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化

3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

- (1) 成年後見制度への円滑な連携
- (2) 社協による法人後見に組み込む

4. 都道府県社協による市区町村社協の支援

III 今後の取組課題・検討課題（全社協の取り組み）

【参考資料】

① 『社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第 2 次アクションプラン）』（平成 30 年 3 月改訂）…概要、権利擁護に関わる行動宣言とアクションプラン

② 平成 29 年度「成年後見制にかかる実態調査」調査結果の概要

③成年後見人等へのサポート機能

④調査・研究、サービス開発機能

*「福祉後見」とは、福祉的ニーズに応える後見のあり方をめざすものであり、そのために成年後見人等ひとりに頼るのではなく、ネットワークで支えていく仕組みを地域につくりあげていこうとするもの。

②地域における権利擁護体制の構築に関する調査研究事業（平成24・25年度）

・権利擁護支援を必要とする人が支援に確実に結びつくよう、地域住民や市町村行政・関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における権利擁護体制の構築を推進することを提案した。

・「権利擁護センター等」のもつ機能として下記を示した。

- ①権利擁護・成年後見制度の相談
- ②日常生活自立支援事業の実施
- ③法人後見の実施
- ④市民後見人の養成、活動支援（受任調整や後見人就任後の実務を進めるうえでの相談・支援）

・「権利擁護・成年後見制度の相談」は、社協本来の機能を活かし、地域における権利擁護支援の基盤づくりにつながる活動であるため、中心的な取り組みと位置づけている。

また、「権利擁護センター等（権利擁護センター、成年後見センター、福祉後見サポートセンター等）」を設置している社協において、市町村長申立て、社協による法人後見、市民後見人の養成・活動支援、日常生活自立支援事業等の一体的な実施により、解決に向けた調整等が有効に機能していることなどから、センターの設置を提案している。

2. 地域における総合的な権利擁護体制の構築

○市区町村において、今後、成年後見制度の利用促進が図られるに当たり、社協は、地域における総合的な権利擁護体制を念頭に取り組みを推進する必要がある。

○判断能力が不十分な人が、他者からの不当な権利侵害にあうことなく、自身の権利を適切に行使しながら、尊厳をもってその人らしく安心して地域で暮らすためには、その状況に応じて福祉サービスやインフォーマルな福祉活動などによる多様な支援が切れ目なく提供される総合相談・生活支援体制を構築する必要がある。

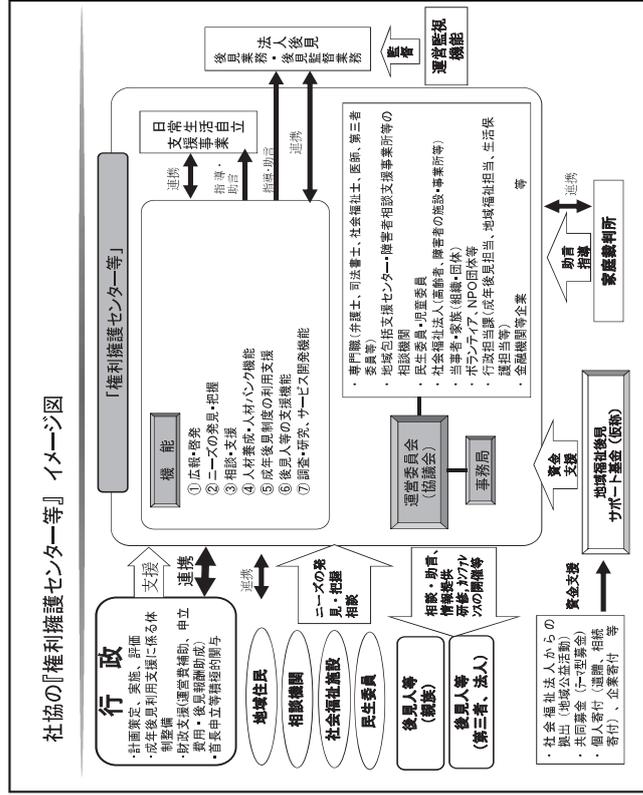
○社協は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援を、総合相談・生活支援体制における重要な事業の一つに位置づけ、他の福祉サービスや施策、住民等の福祉活動と連携し、住民にとって身近な社会資源の一つとして活用されるよう取り組みを進めてきた。

○さらに住民のニーズが複雑化・多様化するなか、住民同士の見守り等の中から支援が必要なる人を発見し支援につなげる仕組みづくり、判断能力の低下に加え複雑・多様な課題を抱え、孤立しがちな人の相談を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制づくりが求められる。これは、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に向けた取組みの一環に他ならない。

○こうしたことから、社協は、日常生活自立支援事業や法人後見の経験・実績を生かし、総合相談・生活支援の仕組みづくりの一環として、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク、中核機関の設置を含む「権利擁護センター」づくりに取り組みが必要がある。（下記の社協の『権利擁護センター等』イメージ図参照）

○また中核機関を受託しない場合にも、社協には、権利擁護に関わる「①広報・啓発」「②ニーズの発見・把握」「③相談・支援」の取り組みが求められる。

【図1】



II 社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

1. 基本的な考え方

(1) 社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす

○地域における総合的な権利擁護の推進にあたっては、成年後見制度を必要とする人を確実に利用に結びつけることのできる体制を構築する必要がある。

○制度が周知されていない、相談につながらない、地域において適切な後見人等の候補者がいない、申立てにかかる費用や報酬などが負担できない、申立て可能な親族がいない等により、制度の利用に至らないということはあってはならない。

○社協は、日常生活自立支援事業等により地域の権利擁護支援を必要とする人の相談支援を行うとともに、行政や権利擁護支援に関わる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、社会福祉施設、民生委員・児童委員等の多様な関係者・関係機関とのネットワークを構築している。

○こうした取り組みをもとに、社協には成年後見制度の利用促進において積極的に役割を果たすことが求められている。

○国の基本計画では、市町村が主体となつて、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置をすすめていくことになるため、行政と十分に連携し、社協の取り組みを活かしていくことが求められる。

○市町村の計画作成に要する費用、中核機関の運営に要する費用については、平成30年度より新たに地方交付税措置が講じられる。

○あわせて国は、各自治体の中核機関の設置等を円滑に行えるよう、成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：日本社会福祉士会）において、自治体向けに『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』を作成した。市区町村との連携を図りながら取り組みを進めるうえで参考にしていきたい。

(2) 日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義

○日常生活自立支援事業は、利用者が一人の市民として、できるだけ自らの力で権利を行使し、必要なサービスを使いながら安心・安全な生活を送ることができよう、必要な援助を行う事業として、地域福祉推進の一翼を担い、社協における権利擁護支援の中心となっている。

○その支援は、一人ひとりに合わせた情報提供や助言をもとに、諸手続等を同行または代行により支援することが原則であり、代理による援助は契約締結審査会の審査を踏まえ限定的なものとするなど、利用者の主体性の尊重および自己決定に基づく支援を基本としている。

○このような「意思決定支援」や「利用者に寄り添った支援」を行う日常生活自立支援事業のノウハウや専門性を、成年後見制度を活用する際にも積極的に活かしていく視点が必要である。

○また、成年後見制度を利用する前から、日常生活自立支援事業の利用により本人に寄り添った意思決定支援を行うことは、成年後見制度利用後の意思決定支援をより適切なものにするためにも有効なものとなる。

2. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み

(1) 市町村計画の策定に参画する

○市町村は、国の基本計画をふまえて、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定め、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築とその中核機関を設置することが求められている。

○平成29年から33年度の概ね5年間に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等が進められることとなるが、各自治体の成年後見制度利用促進に係る課題認識、計画策定の検討状況等にはばらつきがある。

○市区町村社協、指定都市社協は、各自治体の動向を把握し、関係機関・団体とともに、行政に対して地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に係る協議を働きかけ、計画策定に積極的に参画する。

○なお、平成29年の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化された。『策定ガイドライン（通知）*』に、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方」が示され、「成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとするところも考えられる」ことが明記されており、地域福祉計画の策定時は、権利擁護支援のあり方を検討する好機と捉える必要がある。

*「地理共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日付厚生労働省子ども家庭局長等3局長連名通知)『第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン』

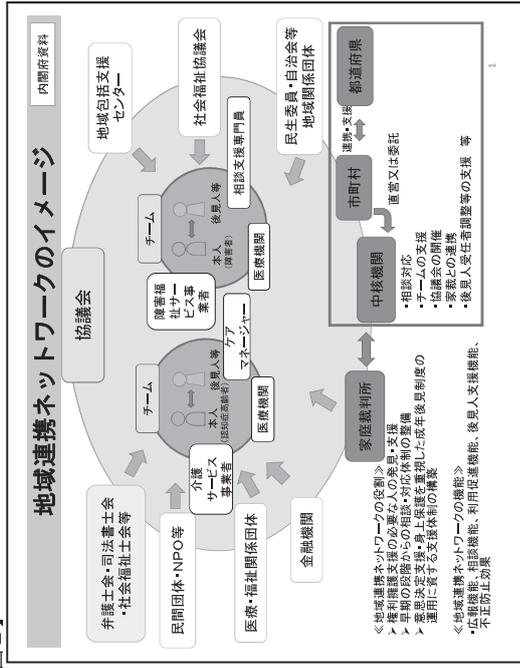
(2) 地域連携ネットワークにおいて役割を果たす

○国の基本計画には、地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能として下記が示されている。また、広報機能や相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきとしている。

■地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能

- ・ 広報機能（権利擁護の必要な人の発見・周知・啓発等）
- ・ 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- ・ 利用促進（マッチング）機能
- ・ 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- ・ 不正防止効果

【図2】



○「権利擁護センター等」を設置している社協では、既にこれらの機能を備えている場合も多く、また、「権利擁護センター等」を設置していない場合にも、日常生活自立支援事業を通して権利擁護支援に関する専門性やノウハウを蓄積していることから、中核機関の受託の有無に関わらず、地域の実情等に応じて、地域連携ネットワークにおいて積極的に役割を果たす必要がある。

○具体的には、「協議会」に参画するほか、本人を支える「チーム」のメンバーに加わる等の関わりを持つことが考えられる。

(3) 中核機関の受託をめざす

○市区町村社協、指定都市社協は、日常生活自立支援事業の実施や権利擁護体制の構築に向けた取り組みを活かし、中核機関を受託しその役割を担うことが考えられる。

○国の基本計画では、市町村が委託する場合の中核機関の運営主体について、「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）」を選定している。

○「権利擁護センター等」の設置や法人後見等を実施している社協はもとより、それ以外の社協にあっても、中核機関の受託にあたっての課題を整理し、社協として受託が可能かどうかを検討し、受託に向けた調整を行政と行う。

【社協が中核機関を受託する際の検討課題（例）】

- (1) 市区町村行政の積極的な関与
 - ・財源の確保、市区町村長申立の実施、成年後見制度利用支援事業の活用等
- (2) 都道府県段階（行政・都道府県社協）の支援
- (3) 財源の確保
 - ・公費、成年後見報酬、寄付金等
- (4) 事務局体制の整備、社会福祉士等専門職の配置
- (5) 行政ならびに関係機関・団体、専門職との連携、役割分担

○なお、法人後見を実施している社協が中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組みを整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認されるなど、中立性、透明性を担保することが必要である。

(4) 行政とのパートナーシップの構築

○国の基本計画では、中核機関の設置主体について、「中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われること、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい」とし、市町村が直営で運営するか、市町村が選定した法人に委託することが示されている。

○成年後見制度の利用促進にあたっては、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成など市町村の関与が不可欠である。

○中核機関を委託する場合であっても、市町村は成年後見制度の利用促進にかかわる責任を果たさなければならない。社協が中核機関を受託する場合にも、社協が役割を丸抱えするということがないよう、行政とのパートナーシップを築きながら体制整備をすすめていくことが必要である。

(5) 家庭裁判所との連携と役割の確認

○中核機関は、家庭裁判所への適切な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うとともに、家庭裁判所と情報を共有して後見人による事務が本人の意思を尊重して行われるよう支援することが求められている。

○後見人の監督は家庭裁判所の責務であり、中核機関を受託する場合は、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠である。また、中核機関の役割について家庭裁判所に確認をすることも必要になる。

○被後見人の権利擁護を図るため、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替が望ましいと考えられる場合等において、家庭裁判所と連絡調整を図り、後見人の交代等に迅速・柔軟に対応することも地域連携ネットワークおよび中核機関の役割として求められている。

(6) 社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化

○社協が中核機関を受託する場合は、単に成年後見制度の利用促進を図るだけでなく、中核機関としての実践を地域における総合的な権利擁護体制の構築、さらには総合相談・相談支援体制の強化等につなげる必要がある。

○このため社協は、「権利擁護センター等」の設置等により、下記の機能を拡充することが必要である。

<p>【社協（権利擁護センター等）の権利擁護支援の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・住民への権利擁護に関する制度・支援について周知 ・権利擁護の必要な人を支援につなげることの重要性の周知 ・権利擁護が必要な状況についての関係機関、地域住民の理解の促進（地域福祉部門と連携） ②ニーズの発見・把握 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の必要な人を早期に発見し、支援につなげる ③相談・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用した権利擁護支援に関する総合相談 ・必要な支援の検討と調整 ・見守り体制の調整 ④人材養成、人材バンク機能 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の生活支援員の養成 ・市民後見人養成研修の実施 ・市民後見人候補者の名簿の整備や登録 ・市民後見人養成研修終了者の活動に向けた支援（実務経験等） ⑤成年後見制度の利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・申立て手続き支援 ・日常生活自立支援事業からの移行支援 ・受任者調整（候補者の調整） ⑥後見人等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・後見人等としての援助内容や方法に関する相談 ・法律や福祉等の専門家のチームによる支援 ・生活支援に関する関係者とのカンファレンスの開催 ⑦調査・研究、サービス開発機能

○地域連携ネットワークおよび中核機関が担う機能である、市民後見人の養成、受任者調整、後見人等の支援（④～⑥）に取り組んでいる社協は、必ずしも多くはない。今後、先進的に取り組む社協等を参考とし、当該地域での体制づくりに取り組むことが必要となる。

○機能の拡充とあわせて、行政との連携、財源の確保、職員体制（相談体制等の整備）、関係機関との連携などにより運営体制の強化を行うことも必要となる。

○また、日常生活自立支援事業や権利擁護に関わる相談は、利用者・相談者に複合的な課題があるケースや家族等の課題が付随しているケースも多い。権利擁護を担当する部署と、総合相談、生活福祉資金貸付事業、小地域福祉活動、ボランティア活動などの担当部署との連携により支援の強化を図る必要がある。

3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

(1) 成年後見制度との円滑な連携

○日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な状態にあっても必要な福祉サービスを利用し、地域で自立した生活を送ることができよう支援することを目的に、社協と利用者の契約に基づき支援が行われる。

○本事業の利用中に契約継続能力がなくなった場合や、多額の財産管理および身上保護に関する契約等の法律行為（不動産・重要な財産の処分、預金の管理、借財、遺産分割、介護契約・施設入所契約等の各種サービスの利用契約、訴訟行為等）等、本事業の範囲を超えた支援が必要な場合には、成年後見制度への移行が必要となる。

○また、必ずしも日常生活自立支援事業の契約能力が失われていない状況にあっても、将来の見通しや生活状況等により、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の検討が必要になることがある。

○このため、日常生活自立支援事業においては、利用者や家族に成年後見制度の内容（利用方法、支援内容や費用等）を適時適切に伝え理解を得るとともに、本人の意向を踏まえうえで、必要に応じて移行を円滑に行うための取り組みが求められる。

○一方、日常生活自立支援事業の利用者は、低所得の方や家族・親族との関係が希薄な場合が多く、「申立人がいない」「後見人候補者がいない」「申立ての費用や後見人の報酬が支払えない」などの理由により、成年後見制度の利用に結びつきにくい状況も見受けられる。

○円滑な移行を進めるためには、行政による関与・協力が不可欠であり、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成等を行政に対して働きかける必要がある。

○なお、日常生活自立支援事業に対する行政や関係機関の理解は十分とは言えず、事業の支援内容の範囲を超えた役割を求められたり、本人の判断能力が喪失しても成年後見制度の利用に結びつかないなどの状況も見受けられる。

○このため、成年後見制度への円滑な移行のためには、行政や関係機関、家庭裁判所等に対して日常生活自立支援事業による支援内容や利用者の状況に関する理解を求めていくことも必要である。

(2) 社協による法人後見に取り組み

○社協における法人後見の取り組みは、年々増加してきており、日常生活自立支援事業の利用者を継続支援する必要性から取り組みむ社協も多いと考えられる。

○さまざまな理由で生活のしづらさを抱える人々を支え、社協が地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくうえで、適切な後見人等の担い手がいなくとも地域生活の継続が困難となる人を支えるためには、社協として法人後見に取り組むことも必要である。

○社協が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により安全性・信頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができる、等の特性がある。こうした特性を生かし、社協は、個人の後見人等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに添えていく役割がある。

○社協の法人後見は、地域のセーフティネットとしての役割のほか、後見業務への市民参加の場、あるいは中核機関の受託に向けた成年後見関連業務の習熟の視点からも検討する必要がある。

○なお、社協が法人後見に取り組みにあたっては、利益相反に留意することが必要である。

・被後見人等が社協の介護保険サービス等を利用している場合は、他のサービス事業所への移行を調整するといった配慮が必要となる。しかし、他にサービス事業所がない、あるいは被後見人等にとってサービス事業所の変更が大きな負担となるなど、社協のサービス利用を継続する必要がある場合は、家庭裁判所に対し、後見監督人等の選任の申立てを行い、後見監督人等が社協のサービス利用契約の代理人となるようにしなければならぬ。なお、後見監督人等についても後見人等と同様、家庭裁判所の審判による報酬付与の対象となることを考慮する必要がある。

・中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認される等、中立性、透明性を担保することが必要である。(再掲)

○法人後見の実施にあたっては、必要に応じ、報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所の審判にもとづいて後見等報酬を得ることにより、必要な財源と体制を確保することも重要である。

4. 都道府県社協による市区町村社協の支援

○都道府県社協は、成年後見制度の利用促進を進めるため、都道府県行政と協議し、市区町村社協への支援や町幹部等における広域的な事業を実施する必要がある。

○都道府県社協が実施する支援等については、以下のものが考えられる。

【都道府県社協による市区町村社協の支援】

- ① 都道府県域における権利擁護に関するニーズ把握
- ② 都道府県段階における行政、専門職団体とのネットワークの構築
- ③ 家庭裁判所との連携・調整
- ④ 市区町村社協の中核機関の受託に向けた支援
- ⑤ 広域での地域連携ネットワーク構築と中核機関の受託支援
- ⑥ 成年後見制度の利用支援を担当する職員の研修
* 初任者研修、支援困難事例の検討会など
- ⑦ 市区町村社協の担当者会議の実施（情報共有や未実施社協の動機づけ等）
- ⑧ 市民後見人の養成に対する支援
- ⑨ 成年後見制度のかかる調査研究

■ 国の基本計画における都道府県の役割

都道府県行政は、成年後見制度利用促進に関し都道府県全体の施策の推進が期待されている。具体的には、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが求められている。

- ・各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する
- ・後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める
- ・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点からの家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携面など、必要な支援を行う
- ・都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

III 今後の取組・検討課題（全社協の取り組み）

○今後、社協における成年後見制度利用促進の取り組みと地域の権利擁護体制の構築に向けて、全社協・地域福祉推進委員会では、本方策の推進を図りながら、下記についての取り組みを進める。

- ① 成年後見制度利用促進にかかると社協の取組事例の収集と提供
- ② 権利擁護に関わる取り組みについての拡充の検討
 - ・ 市民後見人の活動の推進
 - ・ 社協における任意後見、金銭管理等の委任事務、身元保証、死後事務等の実施
 - ・ エンディングノートなど、本人の意思表明ツールの活用

③日常生活自立支援事業の今後の方向性の検討

④都道府県・指定都市社協の権利擁護担当者の情報共有のための会議・研修の実施

⑤家庭裁判所との連携のための最高裁判所等との調整

参考資料①

【『「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプラン」に示された権利擁護等に関する行政との取り組み強化について】

・全社協・地域福祉推進委員会で示した「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプラン（平成29年6月）では、「行政とのパートナーシップ」のひとつとして「権利擁護等に関する行政との取り組み強化」を掲げている。具体的な取り組みに向けた段階的な目標としては、下記のとおり設定している。

<ステップ①>

- ・行政との協議の場の設定
- ・法人後見や市民後見人の養成等への取り組み
- ・総合的な権利擁護の仕組みづくり

<ステップ②>

- ・総合的な権利擁護体制の構築
 - ・市民後見人の活動支援
 - ・地域連携ネットワークの中核機関の受託
- (ステップ①②の詳細は次頁参照)

「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランより抜粋

4. 行政とのパートナーシップ

行動宣言

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

《現状》

➤ **社協は、民間の公益法人として、さまざまな事業・活動を展開しながら地域福祉推進の中核的役割を果たしてきた**

- ・ 近年、権利擁護や成年後見制度などの体制整備やその担い手としての市民後見人の養成などに取り組む社協が増えてきている。

《課題》

➤ **今日的な社協と行政の関係について整理し、さらなる連携強化が求められる**

- ・ 権利擁護や成年後見制度利用支援については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者とも協議し、行政との連携のもと体制整備を図る必要がある。
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画の制定に伴い、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援のプラットフォームとなる地域連携ネットワークの構築を図ることが求められている。

平成 29 年度「成年後見制度にかかる実態調査」調査結果の概要

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部

第 2 次アクションプラン

(3) 権利擁護等に関する行政との取り組み強化

ステップ①

- これからの権利擁護のあり方について行政と協議する場を設ける。
 - ✓ 行政と連携し、専門職団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度などの権利擁護の体制のあり方について協議の場をもつ。
- 行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。
 - ✓ 総合相談・生活支援の充実と体制強化への取り組みと連動させ、法人後見や市民後見人の養成等をモデル的に取り組む。
- 行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。
 - ✓ 行政と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援が必要な人を発見し、適切かつ必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりのあり方を検討する。

ステップ②

- 行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。
 - ✓ 権利擁護・成年後見センターを受託実施する等、社協の生活支援・相談センター（仮称）と連動して、法人後見、成年後見制度利用支援などの権利擁護活動に組織的に取り組む。
 - ✓ 行政と連携し、住民に対する総合的な権利擁護体制を構築する。
- 市民後見人の活動を支援する。
 - ✓ 成年後見制度利用促進基本計画による市町村の実施計画策定により、今後、市民後見人養成に取り組みむ市町村が増えた場合、行政とのパートナーシップのもとで市民後見人による後見活動上の相談・支援に対応する。
- 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる
 - ✓ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関の受託を目指す。

【目的】

国の成年後見制度利用促進計画が策定され、各市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがすすめられるなかで、各市町村社協における成年後見制度への取り組み状況について情報収集し、社協の有する機能、地域連携ネットワークにおいて果たすべき役割や、今後の地域の権利擁護体制のあり方の検討に資することを目的として実施した。

【調査期間】平成 29 年 10 月 5 日～10 月 26 日

【調査対象】市区町村社協（1,846 か所）および 指定都市社協（20 か所）

【回答社協数】回答社協数：1,156 社協（回収率 62.0%）

調査結果のポイント

1. 「権利擁護センター等」の設置と権利擁護・成年後見に関する取り組み

- 「権利擁護センター等」*を設置している社協は約 2 割で、権利擁護・成年後見に関する取り組みを積極的にすすめている。

*本調査で「権利擁護センター等」とは、市民等からの成年後見に関する相談の受付や成年後見の利用手続支援等を行っているセンターをいう。

- ・ 「権利擁護センター等」を設置している社協は、20.2%（234 社協）。
（取り組み状況については、以降の各項目を参照）

2. 広報機能

- 成年後見制度に関する広報の取り組みとして、広報誌、パンフレット、ホームページによる周知や市民、福祉関係者向けの研修会の開催等が行われている。

・ 広報に関する主な取り組み状況（実施率）は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
広報誌等による周知	33.3%	85.5%	20.0%
パンフレットの作成・配布	25.3%	80.8%	11.2%
ホームページによる周知	24.7%	77.8%	11.2%
市民向け講座・研修会等の開催	23.4%	74.8%	10.4%
福祉関係者向け研修会等の開催	16.2%	54.7%	6.4%

- ・ 一方で、とくに広報に関する取り組みをしていないという回答は 48.8%（564 社協）。

3. 発見・相談機能

- 約75%で見守り活動等から権利擁護・成年後見制度の相談窓口につなぐ仕組みがある。
- 約8割では、専門の相談窓口を設置し、または総合相談窓口において権利擁護・成年後見制度に関する相談対応を行っている。

- ・見守り活動等から、権利擁護・成年後見制度による支援を要する人が発見された場合に、相談窓口につなぐ仕組みがあるのは863社協(74.7%)。
- ・約8割の社協で相談窓口において権利擁護・成年後見制度の相談対応を行っている。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
専門の窓口を設置(常設)	20.3%	79.5%	5.3%
専門の窓口を設置(特定日時に限定)	1.9%	1.7%	2.0%
専門窓口の設置はないが総合相談窓口で対応	58.4%	17.9%	68.6%

- ・新規相談時の相談者は、「本人」が最も多く、次いで「親族」となっている。

4. 市民後見人等の候補者の調整

- 社協が行う受任調整のうち、半数以上が「専門職後見」となっており、「社協の法人後見」「市民後見」の受任調整は2割前後となっている。
- 全体の約3割の社協で成年後見申立て支援を行っている。

- ・市民後見人等の候補者の調整(受任調整)は、全体で10.6%(122社協)が実施。センター設置社協では43.2%(101社協)が実施している。
- ・平成28年度の受任調整件数1,313件のうち、「専門職後見」が56.2%(738件)と最も多く、次いで「社協の法人後見」21.3%(280件)、「市民後見」18.7%(246件)。
- ・1社協あたりの受任調整件数は、年間10件未満が52.5%(うち、1~5件が42.6%)。成年後見申立て支援の実施状況は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
首長申立て以外の支援	29.5%	84.6%	15.5%
首長申立て支援	23.2%	65.0%	12.6%

5. 市民後見人の養成と登録

- 市民後見人の養成研修や名簿の整理・登録、研修修了者の実務支援については、全体の約15%の実施にとどまっている。

- ・市民後見人養成研修は、全体で15.3%(177社協)が実施。センター設置社協では55.2%(129社協)が実施している。
- ・市民後見人の名簿の整理・登録については、全体で11.4%(132社協)が行っている。センター設置社協では44.0%(103社協)が実施している。
- ・市民後見人養成研修の修了者が実務経験を重ねるための取り組みでは、「後見支援員への登用」7.5%、「日常生活自立支援事業・生活支援員への登用」14.6%となっている。

2

6. 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

- 成年後見制度へ移行を検討した利用契約の約6割が成年後見制度に移行している。
- 約半数の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討している。

- ・日常生活自立支援事業の利用者のうち、5.8%(2,296件)について成年後見制度への移行を検討しており、そのうち約6割(1,356件)が成年後見制度に移行している。その後見類型は、後見65.8%(892件)、保佐28.0%(380件)、補助5.0%(69件)。
- ・全体の52.4%(センター設置社協では84.6%)の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討した事例がある。

7. 任意後見に関する支援

- 約4割の社協で任意後見に関する支援を行っている。

- ・「任意後見に関する情報提供」が32.6%、「任意後見の相談」が24.6%。

8. 親族後見人への支援

- 全体の約3割の社協で情報提供を行うなど、親族後見人への支援に関する取り組みが行われている。

- ・親族後見人への支援にかかる取り組み状況等(実施率)は以下のとおり。(複数回答)

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
成年後見制度に関する情報提供	27.0%	66.2%	17.0%
交流会、勉強会等の開催	4.1%	17.9%	0.5%
個別相談	19.4%	59.8%	9.1%
関連する取り組みを行っていない	65.4%	19.7%	77.1%

- ・一方、全体の65.4%の社協では、関連する取り組みを行っていないと回答している。
- ・支援の必要性を把握しながらも、親族後見人に関する情報が得られないために、具体的な支援につながらない状況にあるという回答も見られた。

9. 後見監督人等の受任

- 後見監督人等の受任は、センター設置社協における実施は約2割となっている。
- 監督を行う後見人の8割以上は「市民後見人」となっている。

- ・平成29年9月末現在、後見監督人の受任をしている社協は、4.1%(47社協)。受任件数は計456件となっている。センター設置社協については19.2%(45社協)が受任している。

- ・後見人の属性別受任件数は、「市民後見人」が85.1%(388件)、「法人後見人」が13.6%(62件)。
- ・受任社協の61.7%で後見監督人報酬申立てを行っている。また、64.6%が委託金・補助金を財源としている。

3

10. 法人後見

- 法人後見の受任体制がある社協は約3割。
- 所得の低い方や親族等が近くにいない方などの利用が多く見られ、これらの状況について法人後見の受任要件としている社協も多い。

- ・ 法人後見の実施状況（実施率）は以下のとおり。30.1%（348社協）の社協で法人後見の受任体制がある。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
受任しているケースがある	25.2%	68.8%	14.1%
過去に受任実績がある	1.5%	3.0%	1.1%
受任体制はあるが受任実績はない	3.5%	5.6%	2.9%
合計（受任体制がある社協）	30.1%	77.4%	18.1%

- ・ 平成29年9月現在の法人後見受任件数は合計2,824件。内容・利用者等については、以下のとおり（複数回答）。

	該当件数	割合
日常生活自立支援事業からの継続	794件	28.1%
生活保護受給世帯に属する者	592件	21.0%
住民税非課税世帯に属する者	1,681件	59.5%
首長申立てをした者	1,468件	52.0%
施設入所者	1,676件	59.3%

- ・ 受任件数が5件以下の社協は54.3%である一方、10件以上は28.9%となっている。
- ・ 受任している法人後見の7割が「報酬あり」となっている。
- ・ 報酬額について、「報酬あり（本人の財産から）」の場合は、「2万円以上3万円未満」が34.1%（530件）と最も多い。
- ・ 社協が法人後見を受任する要件について、主なものは以下のとおり。（複数回答）

	該当割合
適切な後見人等候補者がいない	67.2%
首長申立てである	43.1%
申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること	36.2%
生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	35.1%

- ・ 任意後見について、17社協（108件）が実施、うち後見監督人が選任され任意後見契約が発効しているのは5社協（12件）となっている。

11. 家庭裁判所との連携状況

- 約2割の社協が日頃から家庭裁判所と連携している。

- ・ 権利擁護・成年後見の取り組みを進めるにあたって、家庭裁判所と「連携している」と回答した社協は18.3%（212社協）。

12. 権利擁護センター等の設置・運営状況

- センター運営にあたっては市町村行政との連携をすすめており、半数近くはセンター運営について行政計画に位置づけている。
- 収入の約8割は補助金・委託金。後見報酬による収入は全体の約1割にとどまる。

- ・ センター運営にあたって、「弁護士、司法書士等の専門家がいった運営委員会等のバックアップ体制がある」社協は73.5%。「運営委員会等の組織はないが、随時相談できる弁護士、司法書士等専門家がいる」社協は12.8%となっている。
- ・ センター運営にあたって、市町村行政の担当者と情報交換を行っているのは83.8%、補助・委託等の公費を受けているのは82.5%。また、市町村の行政計画に位置づけられているのは45.3%で、うち60.4%は財源まで担保されている計画となっている。
- ・ 160市区社協の平成28年度のセンター運営の収支をみると、収入の77.3%が補助金・委託金となっている。後見報酬は10.6%、法人からの繰入金は9.3%となっている。

13. 市町村の取り組み等

- 多くは地域連携ネットワークや中核機関が明らかにされていない状況であるが、中核機関を予定している社協もみられた。
- 都道府県・指定都市社協には、人材確保・育成や行政への働きかけなどの役割が期待されている。

- ・ 計画策定や地域連携ネットワークの構築に向けて一部の地域で動きが見られるものの、多くが市町村の方針が明らかにされていない、不明という状況。

【市町村の基本計画について】

「策定をすすめている」2.9%（34社協）、「検討中」12.1%（140社協）

【地域連携ネットワークについて】

「市町村を対象圏域とする予定」9.2%（106社協）、「複数市町村を対象圏域とする予定」4.3%（50社協）。

- ・ そのなかで、地域連携ネットワークの中核機関を社協が担うことについて、前向きに検討・対応しているという回答もみられたが、現状では人材・財源等の実施体制が十分でない、行政との連携がとれない等の理由から、むずかしいとの回答がみられた。

【中核機関について】

「自社協が担う」は3.4%（39社協）。センター設置社協では11.1%（26社協）。

- ・ 都道府県・指定都市社協に求められる役割・期待について、主な回答は以下のとおり。

	該当割合
人材確保・育成に関する取り組み	58.1%
行政への働きかけ	54.4%
地域連携ネットワークの整備に向けた関係団体・機関との連携	44.5%
複数の市町村域による広域実施にかかわる支援	30.0%

(訟ろー15ーB)

平成30年7月24日

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策を取りまとめ、別添のとおりご提言を全国の都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会に対して周知した旨の情報に接しましたのでお知らせいたします。

別添の提言書には、市区町村社会福祉協議会は、成年後見制度利用促進基本計画でうたわれている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関を受託するなどし、その役割を担うことが求められ、中核機関を受託する場合には、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠であると記載されています。各家庭裁判所においては、中核機関について受託を指している、あるいは、中核機関として求められる機能が実質的に備わっていると考えられる市区町村社会福祉協議会との間で、家庭裁判所との連携に向けた検討等が行われていることと承知してはいますが、今後、中核機関について受託を指して取組を進める市区町村社会福祉協議会も増えていくものと見込まれます。各家庭裁判所においては、司法機関としての中立性・公平性に配慮しつつ、引き続き、各地における中核機関の設置に向けた取組について、可能な限り積極的に対応していただきますようお願いいたします。

また、別添の提言書には、都道府県社会福祉協議会は、成年後見制度の利用促進を図るため、都道府県行政と協議し、市区町村社会福祉協議会への支援や町村部等

における広域的な事業を実施する必要があるとも記載されています。家庭裁判所としても、このような都道府県社会福祉協議会の取組が円滑に進められるよう、都道府県や都道府県社会福祉協議会との間で、町村部等における広域的な取組の実施に向けた支援の在り方等について協議を行うことも有益であると思われまます。

なお、全国社会福祉協議会は、別添のとおり取りまとめられた基本的な方策の推進を図る上での今後の取組・検討課題について、本年度も委員会を設置して議論することとしており、その中で、家庭裁判所との連携についても取り上げられる予定となっておりますこととです。当局としましては、全国社会福祉協議会での議論については、必要な協力をして参りたいと考えておりますので、その検討状況等については、必要に応じて、情報提供させていただきます。

敬 具

事務連絡
平成 30 年 8 月 23 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び
中核機関整備の推進について（情報提供）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

本年 4 月 13 日付け事務連絡により、市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、今般、以下のとおり、市町村（標準団体 10 万人規模）における普通交付税措置の内容について、情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、下記について管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしく申し上げます。

記

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、（細目）社会福祉事業費（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」として 3, 069 千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。

※本件は今後発行される「平成 30 年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

（担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話 : 03-5253-1111（内線 2228）
E-mail : seinenkouken@mhlw.go.jp

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

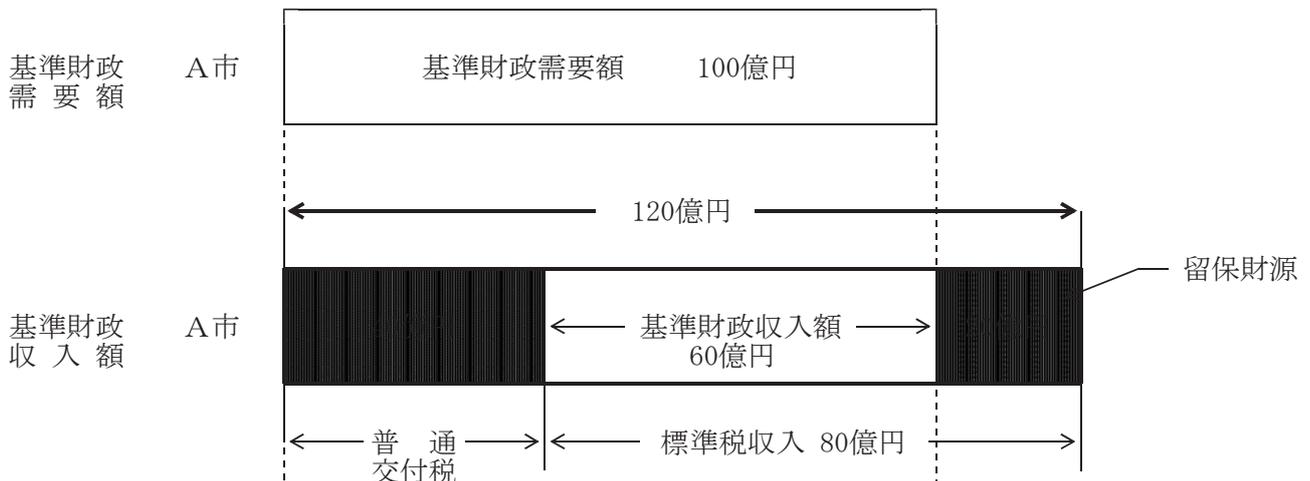
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

普通交付税の仕組み



事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 18 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室
厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年 4 月から、別添資料のとおり

- ・ 診断書の書式を改定するとともに、
- ・ 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入する

こととする旨、情報提供がありました。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わることが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

〔送付資料〕

（別添）別添書式・手引き（最高裁判所事務総局家庭局）

社援地発 0603 第 1 号
社援保発 0603 第 2 号
障障発 0603 第 1 号
老振発 0603 第 1 号
令和元年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 関係主管部（局）長殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への
支援に関するガイドライン」について（周知依頼）

内閣府の消費者委員会が平成 29 年 1 月 31 日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部（局）宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれては、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いいたします。

別添：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年6月3日付け医政総発0603第1号。厚生労働省医政局総務課長通知）

（照会先）

- 本通知について
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
電話：03-5253-1111（内線 2229）
- ガイドラインについて
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線 4158）

医政総発0603第1号
令和元年6月3日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドラインの発出について（通知）

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス（以下「身元保証等高齢者サービス」という。）が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができるよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたところである。

については、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれては、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

【別添】

- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

【参考】

- 「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知）
- 「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年 4 月 27 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

（照会先）

厚生労働省医政局総務課

電話：03-5253-1111（内線）4158

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

各都道府県知事 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職種等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して3月又は6月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野にわたる多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダーシップの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

I. 一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～3参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおって通知等がなされるものと考えていますが、かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（URLを末尾に記載）、「法律の概要」（資料1）、「見直し法律リスト」（資料2）及び「衆議院修正案」（資料3）を御参照下さい。

II. 条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Iのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けないよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

III. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの 公布日（令和元年6月14日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から3月を経過した日（令和元年9月14日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から6月を経過した日（令和元年12月14日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年12月1日）

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(平成30年3月13日閣議決定)の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

URL : <https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています(土地改良法の改正規定(法案第111条)を削除し、建築士法等の改正規定の施行日(法案附則第1条第3号)を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正)。修正案は資料3を御参照下さい。

資料1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料2 見直し法律リスト

資料3 衆議院修正案(要綱、案文、新旧対象条文)

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室

西村、藤野、川上、金柄

TEL：03-3581-1875(直通)

メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp

nishimura-shintarou@mhlw.go.jp

masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp

fujino-masahiro@mhlw.go.jp

keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp

takuya.kanetsuka.b9k@cao.go.jp

※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は令和元年7月中旬を目途に廃止されます。